



令和6年度

上市町立小・中学校

学校教育計画



【目次】

○ 学校安全計画 2～50P

- I. 学校安全危機管理基本方針
- II. 非常災害対応基本方針
- III. 消防管理基本方針(地震対応)
- IV. 不審者対策基本方針
- V. 交通安全基本方針
- VI. いじめ防止基本方針(人権侵害対応)

○ 情報教育計画 52～55P

学校安全計画

- I. 学校安全危機管理基本方針
- II. 非常災害対応基本方針
- III. 消防管理基本方針(地震対応)
- IV. 不審者対策基本方針
- V. 交通安全基本方針
- VI. いじめ防止基本方針(人権侵害対応)

【年度・学校別 分冊】

- 1. 安全教育 関連
- 2. 避難訓練 関連
- 3. 管理・火元責任者(安全点検担当)
- 4. 避難経路
- 5. 自衛消防組織
- 6. 避難所開設マニュアル
- 7. いじめ対応年間指導計画

I 学校安全危機管理基本方針

- 1 教育的意義
- 2 目的
- 3 危機管理の三段階
- 4 危機管理のための十か条
- 5 危機への対応
- 6 学校事故発生時の対応及び事後措置（基本となる対応）
- 7 事故対応について教職員への周知徹底、児童の指導事項
- 8 校外危機支援機関の組織化
- 9 危機対応への校内組織体制
- 10 教育委員会への事故報告

1 教育的意義

危機は人生において避けがたい問題であるという視点において、危機の克服は安全教育を目標とする真の生きる力を育む学校教育の課題である。

2 目的

- (1) 子供と教職員の生命の安全を守ることを最優先とする。
- (2) 学校の日常の組織と運営の機能を正常に保つ。
- (3) 子供と教職員、保護者、地域の人々との相互の信頼関係を維持し、向上を図る。
- (4) 危機を試練と改善の場と前向きにとらえ、危機の経験を貴重な体験学習として、学校教育に積極的に生かす。

3 危機管理の三段階

- (1) 危機への予防的取組
 - ① 社会で起こった昨今の危機全般に関する情報や自校の事例等から、発生原因や経過等を分析することによって、危機の予知に努める。
 - ② 危機への備えを点検したり、子供と教職員の安全教育の実践的指導を徹底したりして、危機を回避するための取組を行う。

※ 分冊資料 1.安全指導 関連

※ 分冊資料 2.避難訓練 関連

- (2) 危機発生時の対応
 - ① 規約やマニュアルを基に、適切な対応により生命の安全を確保する。
- (3) 事後対応
 - ① 危機の内容と対応の経過のポイントをまとめ、再発防止に向けて取組を実践する。

4 危機管理のための十か条

- (1) 事故・災害防止への対応はすべての仕事に優先する。
- (2) 事故発生を自分一人で処理しない。
- (3) 校長、教頭にすぐ連絡する。
- (4) 報告はメモ等、記録を添える。
- (5) 平常時こそ、重要な危機対応への心構え
- (6) 対応に不可欠な法規の視点
- (7) 事故・災害には、強いリーダーシップ
- (8) 謝罪とていねいな対応が、問題解決をスムーズにする。
- (9) 対応が難しい場合は、教委等に相談する。
- (10) 事故・災害を教訓として、事後に生かす。

5 危機への対応

- (1) 想定される事故
 - ① 教育活動に伴う事故：懲罰・体罰、いじめ、不登校、校内暴力、火災、地震、不審者侵入、食中毒、インフルエンザ等感染性疾病、情報漏洩、その他（服務におけるトラブル、保護者からの苦情 等）
- (2) 想定される危機管理や対応
 - ① 負傷事故の危機管理
 - ② 事前防止的危機管理
 - A) 事故事例等の研修を通して、日常の危機管理意識の向上を図る。
 - B) 安全管理の徹底と、安全教育の充実を目指す。
(心身の安全管理、環境の安全維持、安全学習、安全指導 等)

- C) 系統的・計画的・組織的・継続的な学校安全全体計画を作成する。
(定期的な施設点検日の設定、危険箇所等の情報交換、保健安全管理組織の確立、日常の安全指導、対応マニュアル作成 等)

③ 事後対応の危機管理

- A) 慎重に、素早く誠意ある組織的取り組みを行う。

④ 再発防止対応

- A) 事故原因を究明し、事後処理の見直しを行う。
 - ア) 施設設備の不備：危険箇所の補修、点検活動の強化
 - イ) 危険回避策の不徹底：危険防止の周知、危機意識の高揚
 - ウ) 対応の遅れ：事例研究・整理、対応方法の再確認

6 学校事故発生時の対応及び事後措置（基本となる対応）

いかなる場合も、迅速かつ適切な処置を行い、万全を期すように努力する。

(1) 担当教諭または事故現場付近教職員による緊急措置

- ① 被害児童・生徒の安全確保、救急措置と被害を最小限に留める防止措置
- ② 養護教諭及び他の教職員（職員室）への緊急連絡

(2) 応急措置

- ① 養護教諭等の現場急行
- ② 応急手当
- ③ 障害の程度により、専門医の診断治療（救急車の手配）

(3) 連絡

- ① 校内緊急連絡（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保険主事、学級担任等への連絡）
- ② 保護者への迅速かつ適切な連絡（事態に応じた連絡内容、保護者の立場に立った対応、本人の状況から判断して一人で帰宅させる場合の連絡 等）
- ③ 関係機関等への連絡（事態に応じて、早急に上市町教育委員会、東部教育事務所、その他必要な関係機関等への連絡）
 - A) 学校名、事故の種類、発生時刻、発生場所、被害児童・生徒の学年や氏名、健康状態、事故の原因、処置の経過 等

(4) 被害児童・生徒の経過観察

- ① 学校で処置している場合は、養護教諭が経過を観察し、記録する。
- ② 学級担任は、保護者と必要な連絡をとる。

(5) 事故原因の究明

- ① 教務主任、生徒指導主事、保健主事、担当（関係）教職員等による調査
- ② 関係児童・生徒の掌握、事情調査
- ③ 調査事項等の詳細な記録

(6) 適切な緊急対応策

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事 等で協議

- ① 被害を最小限に留める防止策
- ② 必要な緊急措置
- ③ 報道機関への対応（窓口の一本化）

(7) 防止措置等の指導・指示

- ① 関係児童・生徒への指導、配慮、保護者への対応
- ② 全校児童・生徒への指導、配慮
- ③ 関係学校との連絡

(8) 傷害（病状等）の程度確認

- ① 診断結果、治療等の経過、健康状態の確認と報告（程度による）
- ② 校長の指示の下に、経過記録に関係機関に報告

(9) 事故発生の報告と届出

- ① 事故発生からの経過、事後措置に関する記録
- ② 関係機関への事故報告書の作成（所定の様式で）
 - A) 上市町教育委員会、東部教育事務所、独立行政法人日本スポーツセンター 等
- ③ 必要に応じて、保護者への事後報告、関係機関・PTA・地域関係諸機関への報告

(10) 今後の対応と防止措置

- ① 被害者、保護者、関係児童・生徒への今後の対応
- ② 指導計画や実施方法等の検討、研究と改善
- ③ 折衝、補償、裁判等に関する事

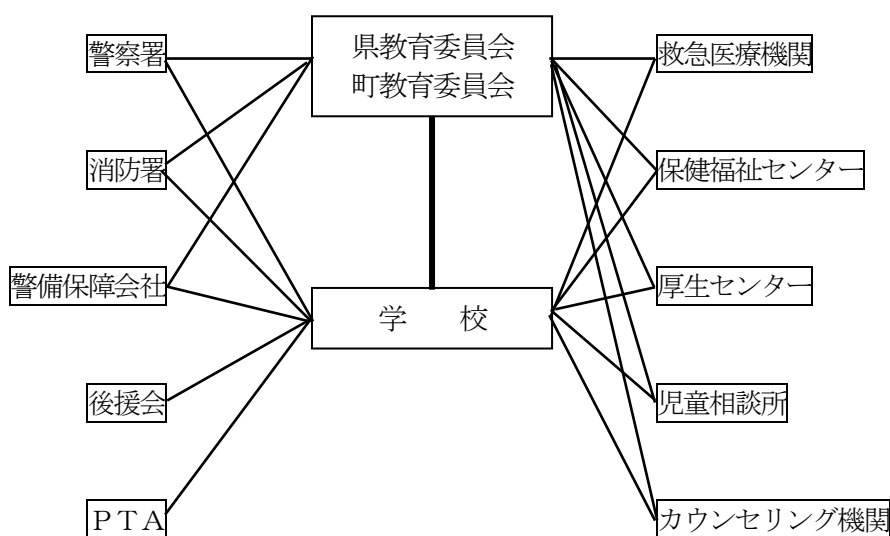
(11) その他の連携・協力

- ① 場合によっては、保健所、警察等の関係公機関、近隣校や地域との連携・協力を得る場合もある。

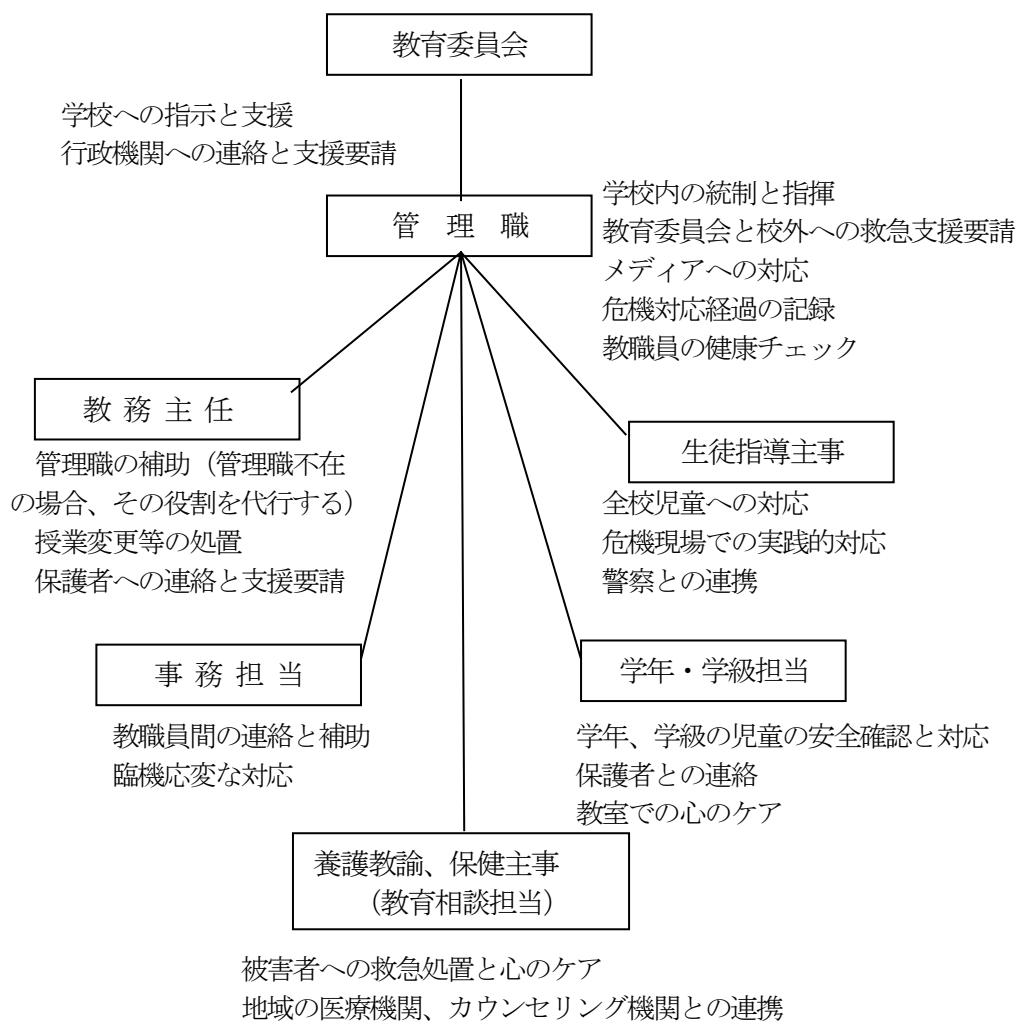
7 事故対応について教職員への周知徹底、児童の指導事項

- ① 記録に残しておく。→今後の予防、対応に生かす。
- ② 反省に基づき、改善点を明確にし、共通理解を図る。
- ③ 本人への個別指導、全校児童への指導を行う。

8 校外危機支援機関の組織化

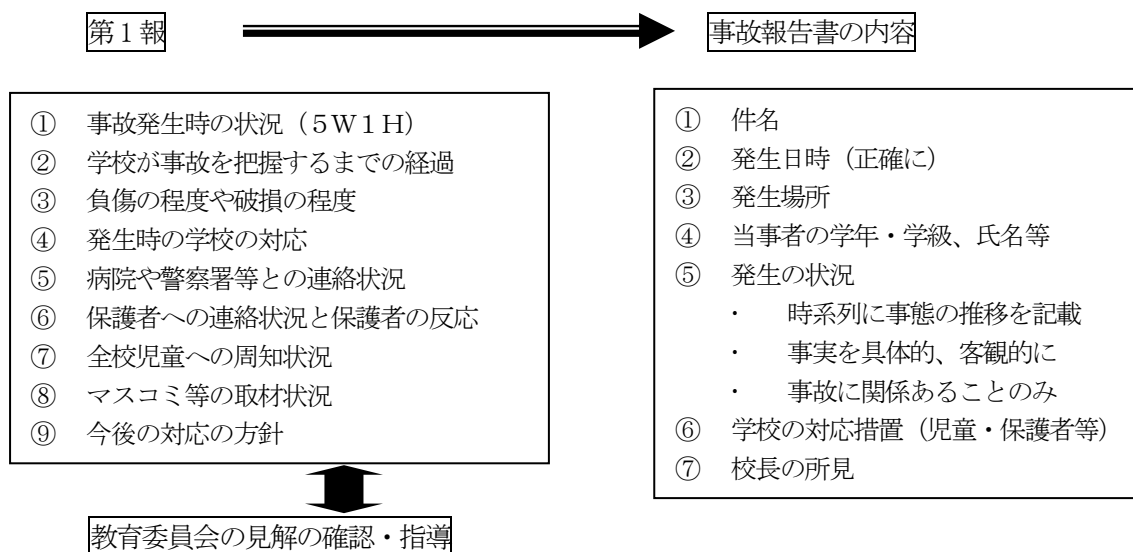


9 危機対応への校内組織体制



10 教育委員会への事故報告

- 事故報告は管理職の指示の下で行う。
- 教育委員会の見解を確認し、指導を受けながら対応に当たる。



Ⅱ 非常災害対応基本方針

- ◇ 基本方針
- ◇ 非常災害規定
- ◇ 各種危機対応
 - ① 災害対応
 - ② 事故対応
 - ③ 有害鳥獣対応
 - ④ 弾道ミサイル発射対応
 - ⑤ 学校給食における異物混入対応
 - ⑥ 特定の学級で欠席が多い場合の対応
 - ⑦ 健康侵害対応（アレルギー等）
 - ⑧ 心停止の救命措置
 - ⑨ 頭頸部外傷への対応
 - ⑩ 眼の外傷への対応
 - ⑪ 熱中症への対応
 - ⑫ ドクターヘリ対応

◇ 基本方針

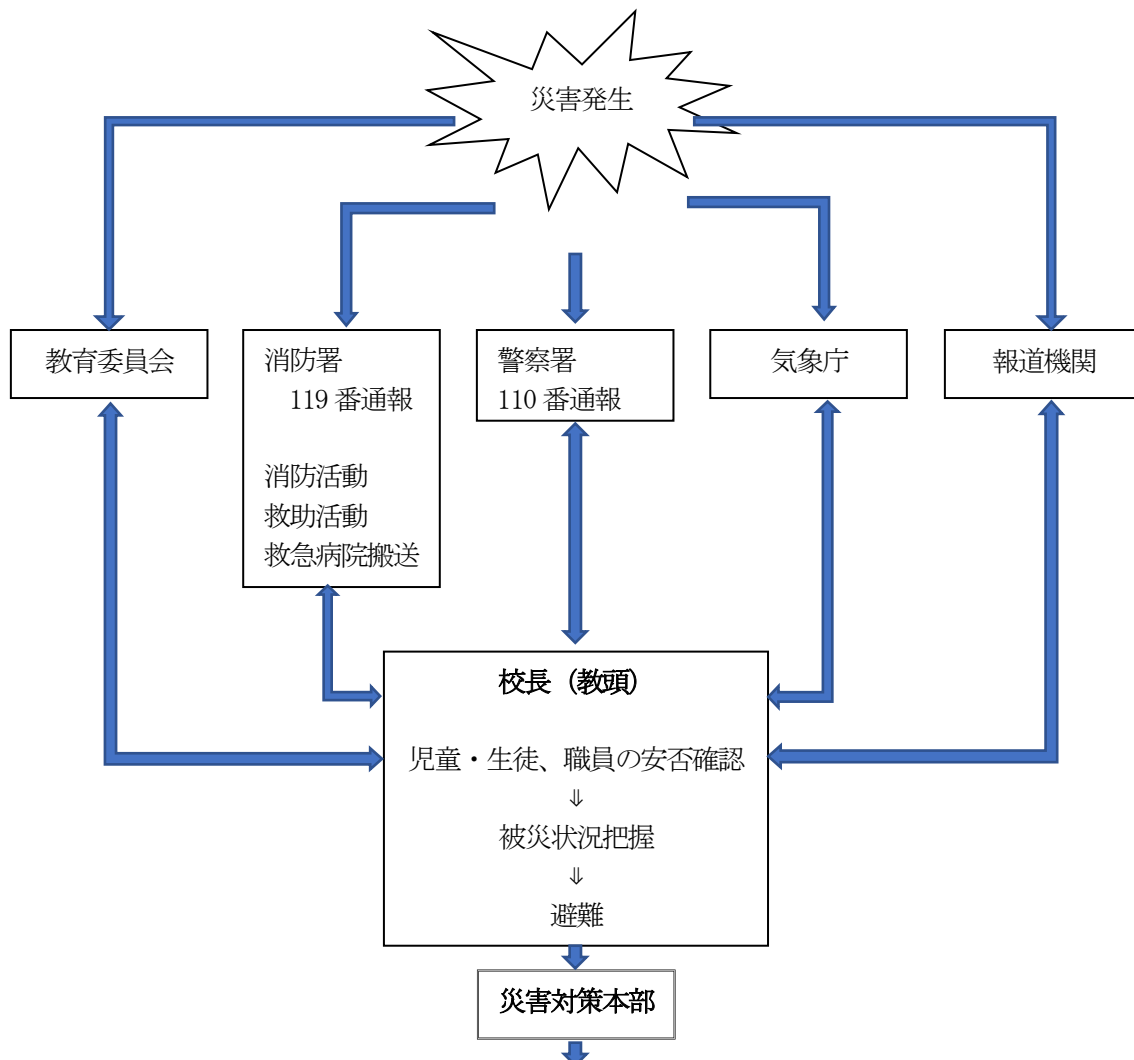
- 1 非常災害規定を定め、災害種別によって対処する。
- 2 通報：消防署、警察署、町・県教育委員会、教育事務所、病院、その他関係機関
- 3 緊急連絡体制は、別に定める。
- 4 指揮体制の構築：状況により、適切な体制を構築する。
 - (1) 非常の報を聞いた時、教職員はその状況に応じて、児童・生徒の安全確保を第一に、適切な対応を図る。
 - (2) 避難場所は、別に定める。
 - (3) 無人化時の非常時対応：非常災害規定により対応する。

◇ 非常災害規定

- 1 非常災害とは、火災、震災、風害、雪害、その他の特別な災害（有害鳥獣、弾道ミサイル発射等）をいう。
- 2 非常災害の際には、教職員は各対応規定に基づき出勤し、臨機の処置をとる。教職員の連絡方法は状況に応じて適切なものを選択する。
- 3 休業日、または教職員退勤後、非常災害が起きた際、災害を最初に知った者は校長（教頭）に連絡し、速やかに臨機の処置を図る。
- 4 授業中、非常災害の報が入った際、児童・生徒の避難場所は、基本、グラウンドとする。
- 5 非常の報を聞いた際、教職員はその場から児童・生徒を引率して敏速に避難させる。
- 6 非常災害の際には、基本、次の順序によって物品の搬出を行う。校長室、事務室、職員室及び会議室等の重要書類、各種機器、図書、器具等
- 7 重要書類は、校長室、事務室、職員室及び会議室等に常置し、非常時に備えて散逸を防ぐ。緊急の書類は、「非常持ち出し」等、朱書きしておく。
- 8 教職員は、非常災害の場合は、速やかに児童・生徒を適切な避難場所に引率・誘導し、総指揮者（校長）の指示を受け、場合によっては消火・搬出等の対応に当たる。
- 9 非常災害の際、本部の旗（通常は赤旗）を掲げる。
- 10 非常災害対応として、社会状況等に対応した危機状況を適時想定し、その対応に向けた詳細な対応、体制づくりに努める。

◇ 各種危機対応

◇ **災害対応** : 風水、落雷、降雪、侵入・窃盗



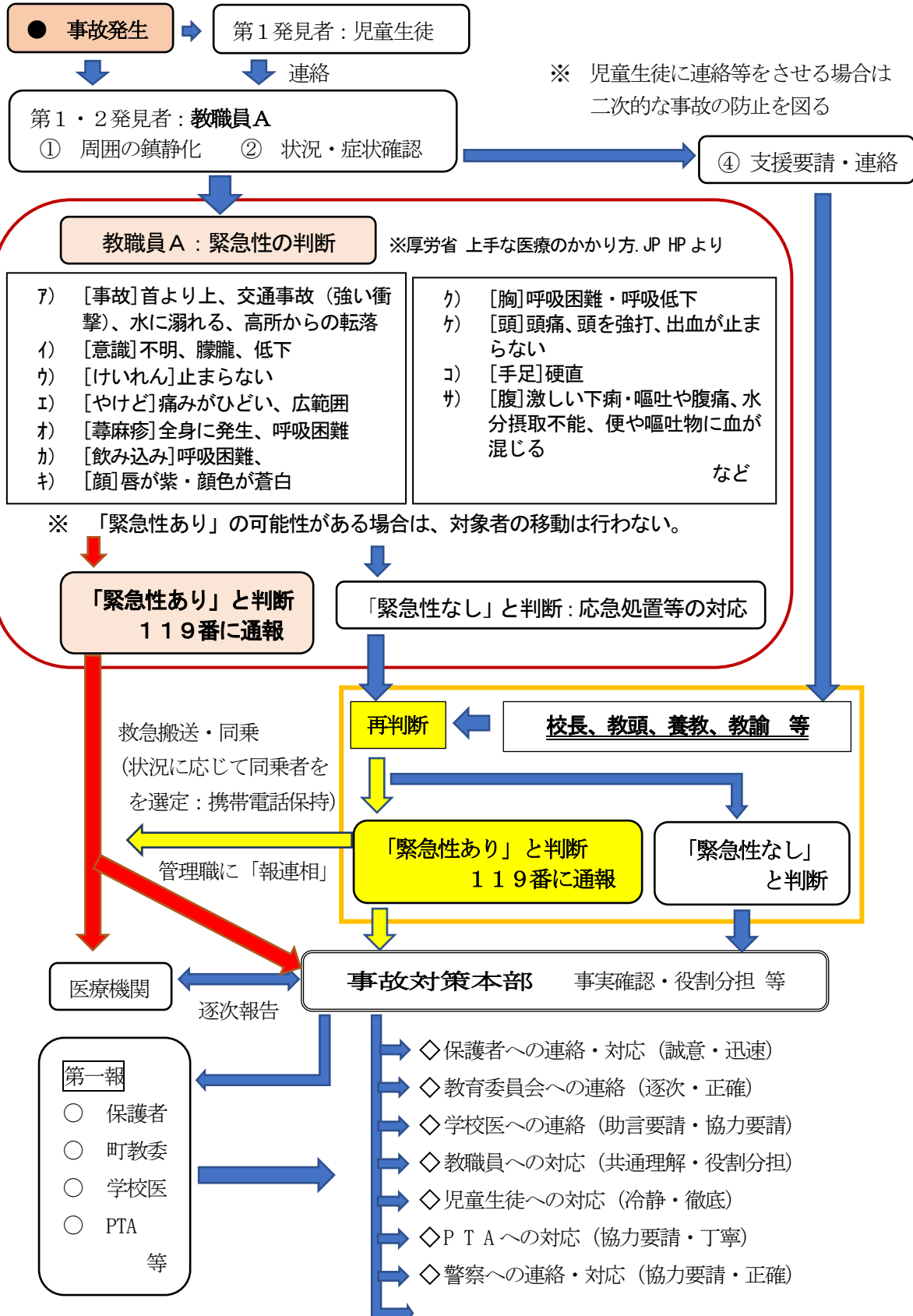
○ 保護者への連絡・対応(引き渡し)

- ① 地区別の引き渡し
- ② 学級別の引き渡し
- ※ 引き渡しチェック表に引き渡した相手と時刻を記入し、引き渡しマニュアルに従って確実に引き渡す。
- ③ 児童への対応・指導(集団下校)
- ④ 教職員への対応
- ⑤ PTAへの対応
- ⑥ 地域関係者、地域関係機関との連携
- ⑦ 報道機関への対応
- ⑧ 安全管理・誘導・避難
- ⑨ 救護活動
- ⑩ 給食(炊き出し等)
- ⑪ 避難場所の設営、管理
- ⑫ 心のケア

② 事故対応 : 学校生活での事故、登下校時の事故等

【鉄則】

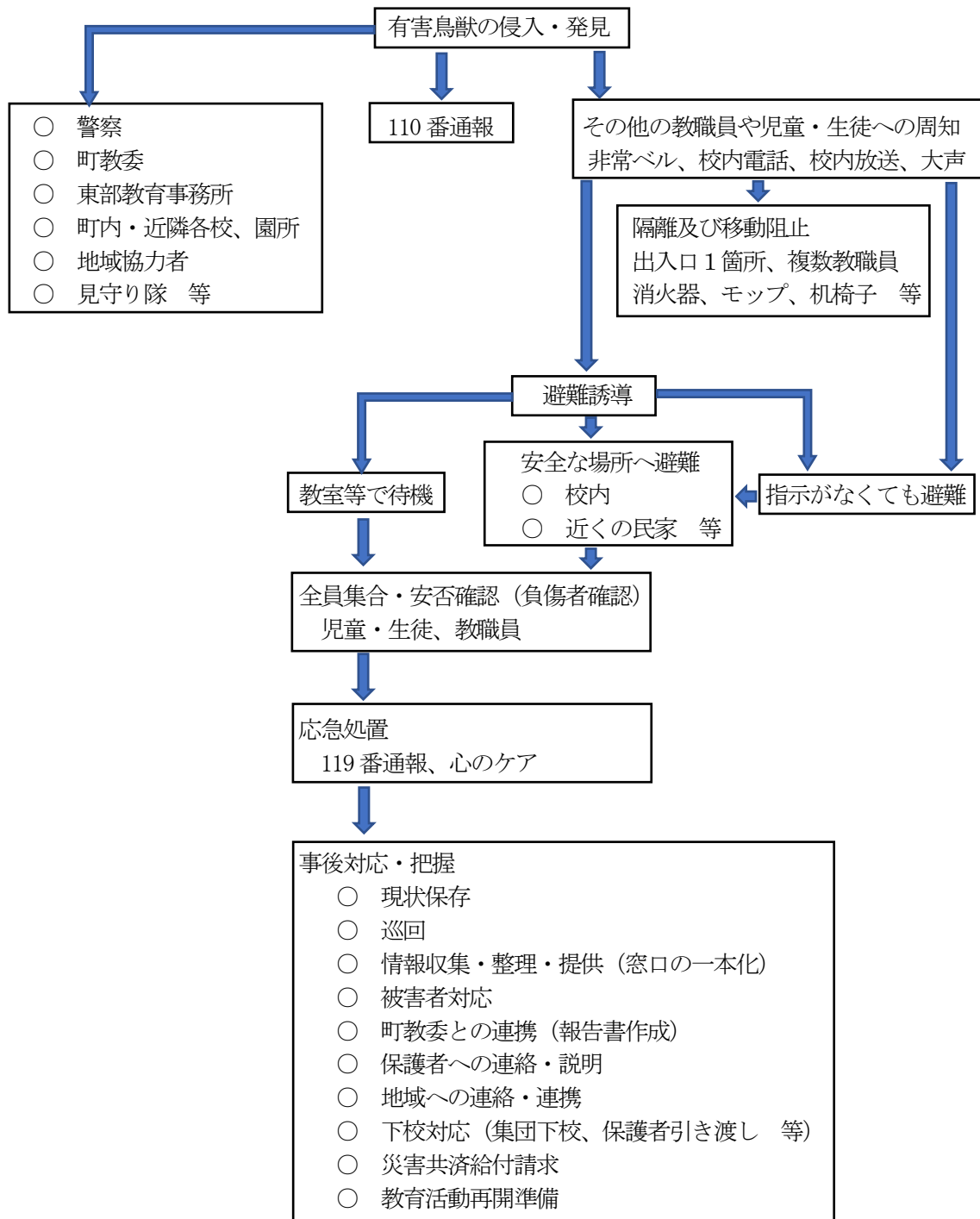
- 1 生命維持最優先（救急処置） 2 冷静で的確な判断と指示 3 迅速正確な連絡



③ 有害鳥獣対応

○ 日頃からの有害鳥獣への備え

- ① 出入口を限定し、不必要な出入口、窓等を施錠する
- ② 校舎内外の巡視をする。（当呼応中、日中、下校時、その他適時）
- ③ 非常用ボタン、校内電話、防犯カメラの整備
- ④ 保護者、地域の方、関係機関から情報収集を適時行う。



④ 弾道ミサイル発射対応

1 臨時休業の判断基準について

- 日本の「領土・領海」外に落下した場合：原則、通常教育活動
 - 日本の「領土・領海」に落下した場合：原則、臨時休業（臨時下校）
- ※ 臨時休業解除の判断は、県教育委員会が行う。
- ※ 教育活動を再開する場合は、安全メール等で学校より各家庭に連絡する。

2 状況別対応

(1) Jアラート等が発信された場合（初期対応）

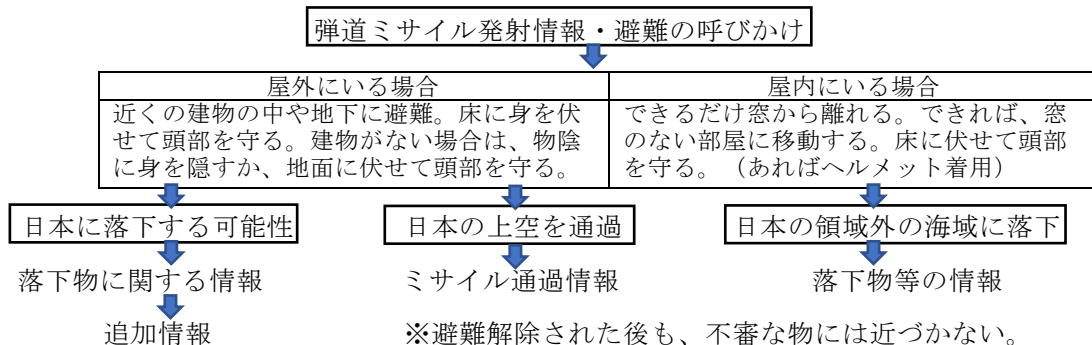
場 面	児童・生徒の動き
登校前	① Jアラートの内容を開き、避難行動をとる。 ② 自宅で情報収集をする。 ③ 自宅で待機する。
登下校時 在校時 校外活動時	① Jアラートの内容を開き、避難行動をとる。 ② 情報収集をする。 ③ 学校の指示に従う。

(2) Jアラート等発信後のミサイル状況別の対応について

ミサイル の状況	「領域・領海」外に落下 中部・関東地域を通過	「領域・領海」内に落下 中部・関東地域に落下 中部・関東地域以外に落下
	Jアラートの発信あり (交通機関の運転見合わせ等が見込まれる)	初発のJアラートの発信なし 領土・領海落下後Jアラート発信あり
臨時休業 等の判断	自宅から繰り下げ登校 ※ 安全確認がとれない場合は、臨時休業もあり	臨時休業（児童・生徒は自宅待機） ※継続、解除は県教育委員会判断、各学校に連絡
登校前	児童・生徒は ① 自宅待機 ② 情報収集 ③ 安全確認後、繰り下げ登校	児童・生徒は ① 臨時休業のため、自宅待機 ② 学校に安否連絡 ※状況によって
登下校時	● 登校時 ① 避難行動 ② 情報収集をする。 ③ 安全確認後、繰り下げ登校 ● 下校時 ① 避難行動 ② 情報収集をする。 ③ 安全確認後、下校	● 学校にいる児童・生徒に対して ① 学校で保護 ② 情報収集 ③ 保護者への安否連絡 ④ 安全確認後緊急下校等の安全措置（保護者送迎） ● 学校にいない児童・生徒に対して ① 安否確認 ② 情報収集 ③ 安全な場所（学校や自宅）への誘導（指示） ④ 保護者への安否確認
在校時	児童・生徒に対して ① 情報収集 ② 安全確認後、教育活動再開	児童・生徒に対して ① 学校で保護 ② 情報収集 ③ 保護者への安否確認 ④ 安全確認後緊急下校等の安全措置（保護者送迎）
校外 活動時	児童・生徒に対して ① 情報収集 ② 安全確認後、教育活動再開	児童・生徒に対して ① 学校で保護 ② 情報収集 ③ 保護者への安否確認 ④ 安全確認後緊急下校等の安全措置（保護者送迎）

※ 緊急に安全措置が必要な場合は、県の「緊急退所事態対策本部」と連携する。

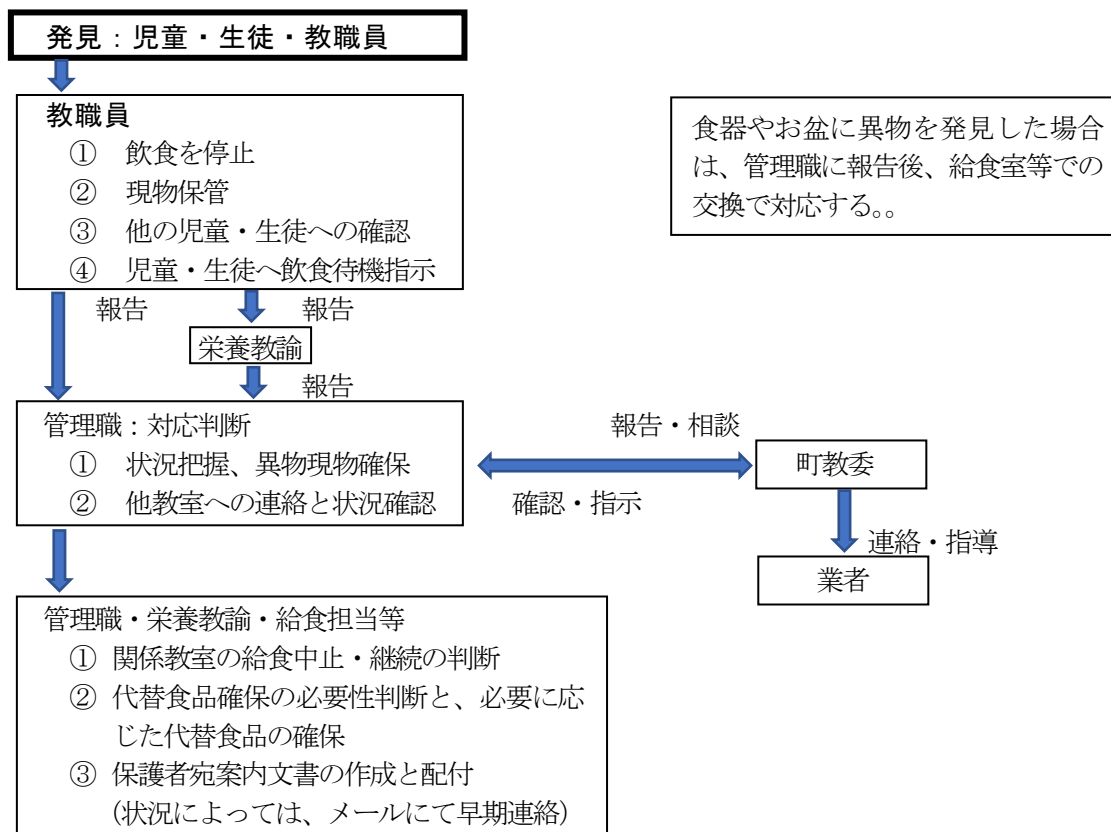
(3) 避難行動：行動の基本「姿勢を低くし、頭部を守る」



⑤ 学校給食における異物混入対応 : 主食・副食・飲料等

【分類】

- 1 **危険な異物**：歯を欠く、口内を切る、呑み込んだ場合に食道や胃等を傷つける
ガラス片、木片、金属・金属片、硬質プラスチック、陶磁器の破片、小石や砂、貝殻等の硬質物、ホッチキスの針、ボタン、合成樹脂 等
- 2 **不衛生な異物**：不衛生な環境でつくられた可能性が高く、食中毒等の危険性が高い
不衛生害虫（ハエやゴキブリ等）、ネズミ（糞や毛等も含む）、絆創膏、前日の食材や残渣、毛髪類、食品害虫 等
- 3 **不快な異物**：飲食に関して、不快感を与えるもの
軟質プラスチック、発泡スチロール、合成樹脂、紙片、手袋片、軟質プラスチック、発泡スチロール、焦げ、飲食を想定していない野菜等の皮や種 等



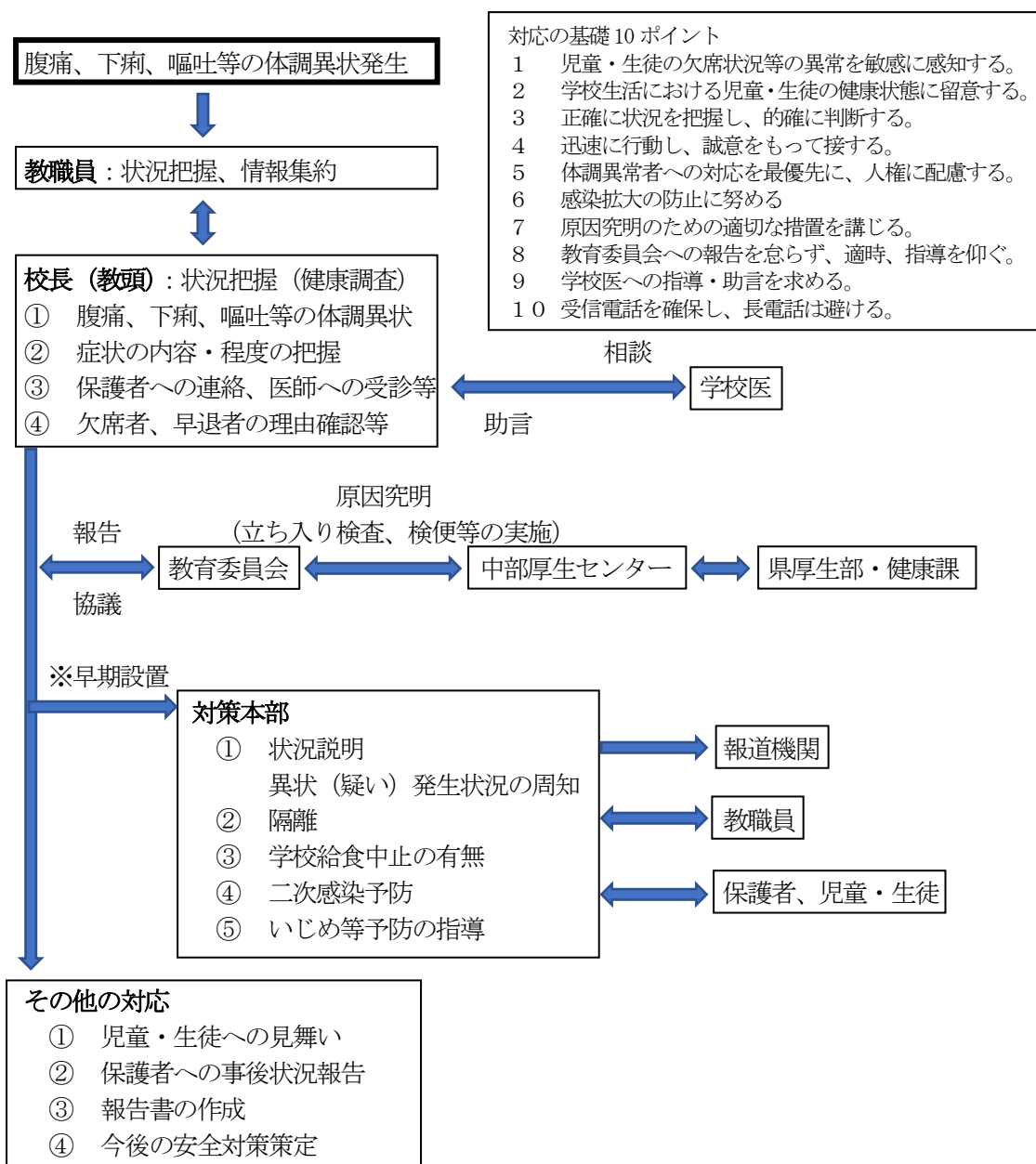
※ 「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」等により、牛乳等については、どのような異物混入の場合でも飲用せず、各教育委員会（上市町教委）に連絡する義務がある。

※ 故意による異物混入の場合は、事実確認を適切に進め、必要に応じて関係諸機関や保護者等とも連携し、対応・指導等にあたる。

⑥ 特定の学級で欠席が多い場合の対応 (時系列で対応を表記)

	第1次対応	第2次対応	第3次対応	・第4次対応
学級担任	・ すぐに養護教諭や保健主事と一緒に学級の健康観察をする。	・ 出席児童・生徒の健康観察等の対応。 ・ 1週間の授業の様子、他学年や外部の人間との接触（校外学習などで）を一覧にし、教頭に報告する。 ・ 出席児童・生徒で体調が悪くなった場合、家庭に連絡し早退の処置をとる。	・ 欠席児童・生徒月宅へ、電話や訪問で（感染の危険がある場合は電話のみ）受診結果を尋ねる。 ・ 状況に応じて校内緊急保健委員会に出席する	・ 緊急保健委員会で打ち合わせしたことを実行する。
校長	・ 町教育委員会に電話対応について協議する ・ 学校医に理由別集団欠席状況を報告し指示を受ける。	・ 欠席や体調不良の理由について、現状で考えられるものを検討・判断する。 ・ 学級閉鎖や児童・生徒宅への案内配付等の具体的な対応を検討・判断する。 ・ 町教育委員会から、かみいち総合病院、福祉課（保健班）、中部厚生センターへ、現状連絡をしてもらえるよう依頼する。	・ 中部厚生センターに学校が必要な対応と今後の見通しを尋ねる。 ・ 校内学校保健委員会で教職員に今後の対応を伝える。	・ 状況が落ち着くまで毎日、欠席状況等を関係機関へ、FAX等で連絡するよう保健主事や養護教諭に指示する。 ・ マスコミ等への対応保護者への説明を検討する。
教頭	・ 集団の欠席児童・生徒の欠席理由を担当に報告するよう指示する。	・ 他学年にも早急かつ詳細に健康観察するよう指示する。 ・ 集団欠席学級の担任以外に現状を伝えるため、校内緊急学校保健委員会を開く。	・ 学校医や中部厚生センターから受けた指示を校内緊急保健委員会で教職員に連絡をする。	・ PTA会長や後援会（区長会）等への対応、マスコミ等への対応、保護者への説明を検討する。
保健主事	・ 理由別に報告された児童の様子を欠席者一覧にまとめる。 ・ 養護教諭と一緒に体調の悪い児童の手当てをする。（児童の数に応じて）	・ 全校児童・生徒の1週間の欠席状況一覧を町教育委員会、保健体育課、東部教育事務所、中部厚生センターに連絡する。 ・ 集団欠席学級の担任以外に現状を伝えるため、校内緊急学校保健委員会を開く。	・ 学校医や中部厚生センターから受けた指示を、校内緊急保健委員会で聞く。	・ 養護教諭と協力して関係機関へ欠席状況等を逐一連絡する。
養護教諭	・ 担任、保健主事と一緒に集団欠席学級の健康観察をする。 ・ 他学年の健康観察状況と集団欠席学級の健康観察状況を合わせ教頭に報告する。	・ 体調の悪い児童・生徒の手当てをする。	・ 状況に応じて、校内緊急保健委員会に出席する。	・ 欠席児童・生徒の受診結果を、一覧にする。
教職員	・ 遅刻、早退、欠席の理由を詳しく保護者から聴く。（統一問診票による。）	・ すぐに健康観察し、養護教諭へ報告する。（児童・生徒が保健室で手当てを受けている場合は保健主事へ報告する） ・ 出席児童・生徒で体調が悪くなった場合、家庭に連絡し早退の処置をとる。	・ 状況に応じて、校内緊急保健委員会に出席する。	・ 校内緊急保健委員会で打ち合わせしたことを、実行する。

⑦ 健康侵害対応 : 伝染病、食中毒、アレルギー、水・空気汚染 等



〈食物アレルギーの対応〉

- 食物アレルギー調査票による該当児童の把握
- 該当児童・生徒の保護者へ学校生活管理指導表等の配付
- 個別面談
- 対応計画の作成
- 食物アレルギー対応食の確実な受け渡しの確認（複数教職員で）

〈0-157 等、ペロ毒素（+）の場合の対応〉

- 本人からの報告内容漏えい防止（個人情報保護、いじめ防止等）
- 児童・生徒、教職員の健康状況報告
- 給食等の保存
- 保健所の指導下での消毒

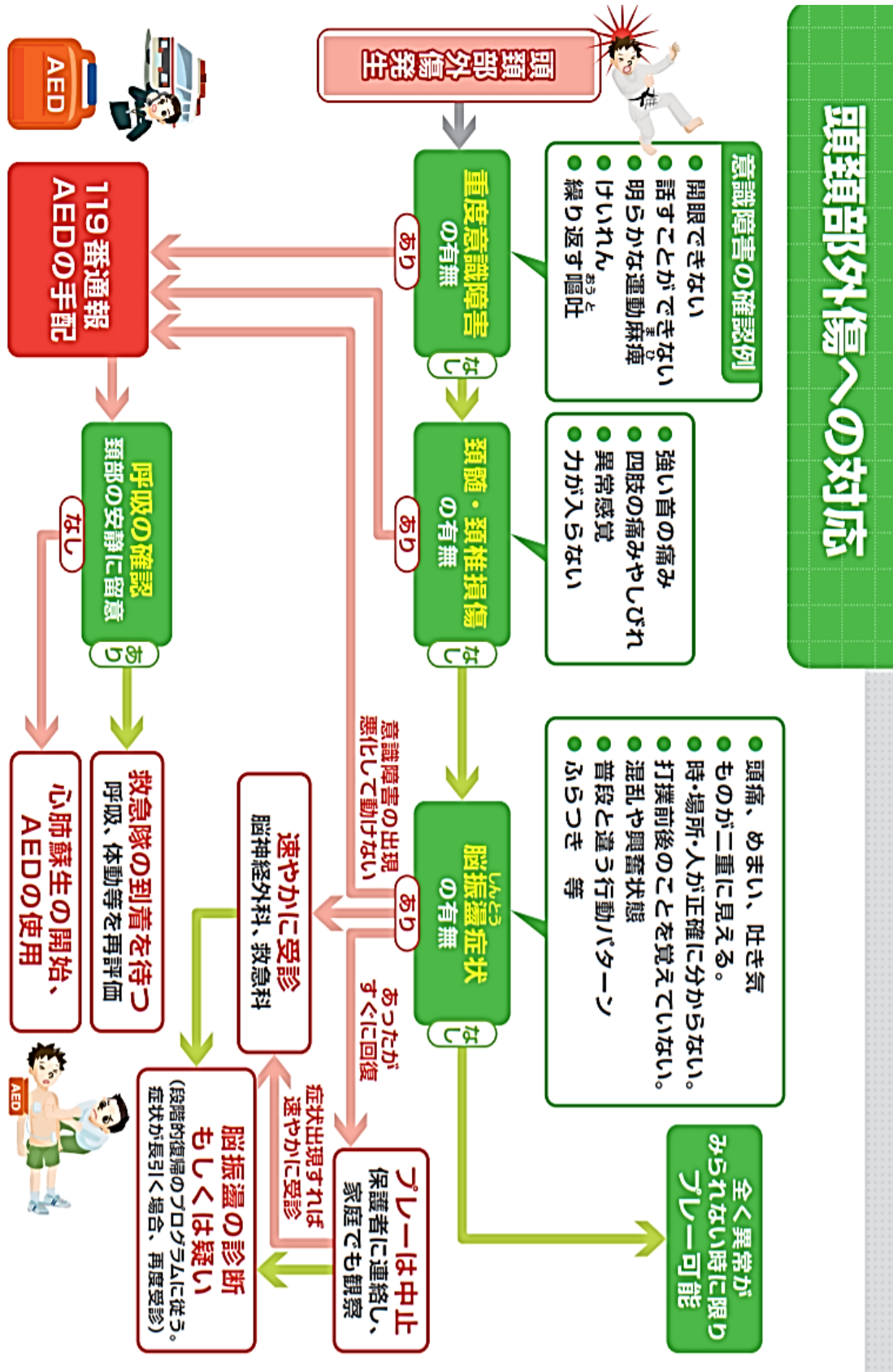
⑧ 心停止の救命処置

令和2年12月初版 独立行政法人日本スポーツ振興センター発行 スポーツ事故対応ハンドブック より



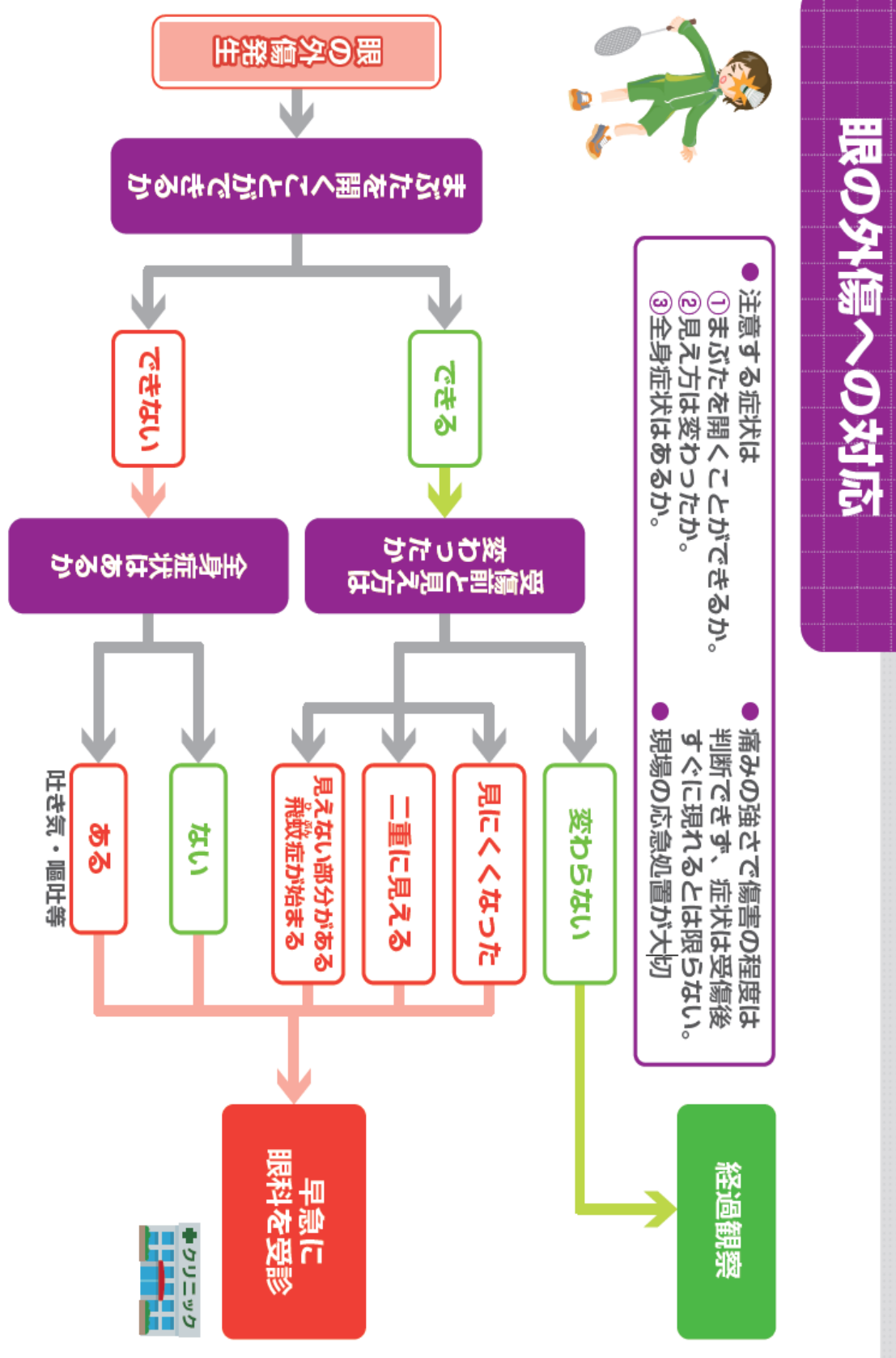
⑨ 頭頸部外傷への対応

令和2年12月初版 独立行政法人日本スポーツ振興センター発行 スポーツ事故対応ハンドブック より



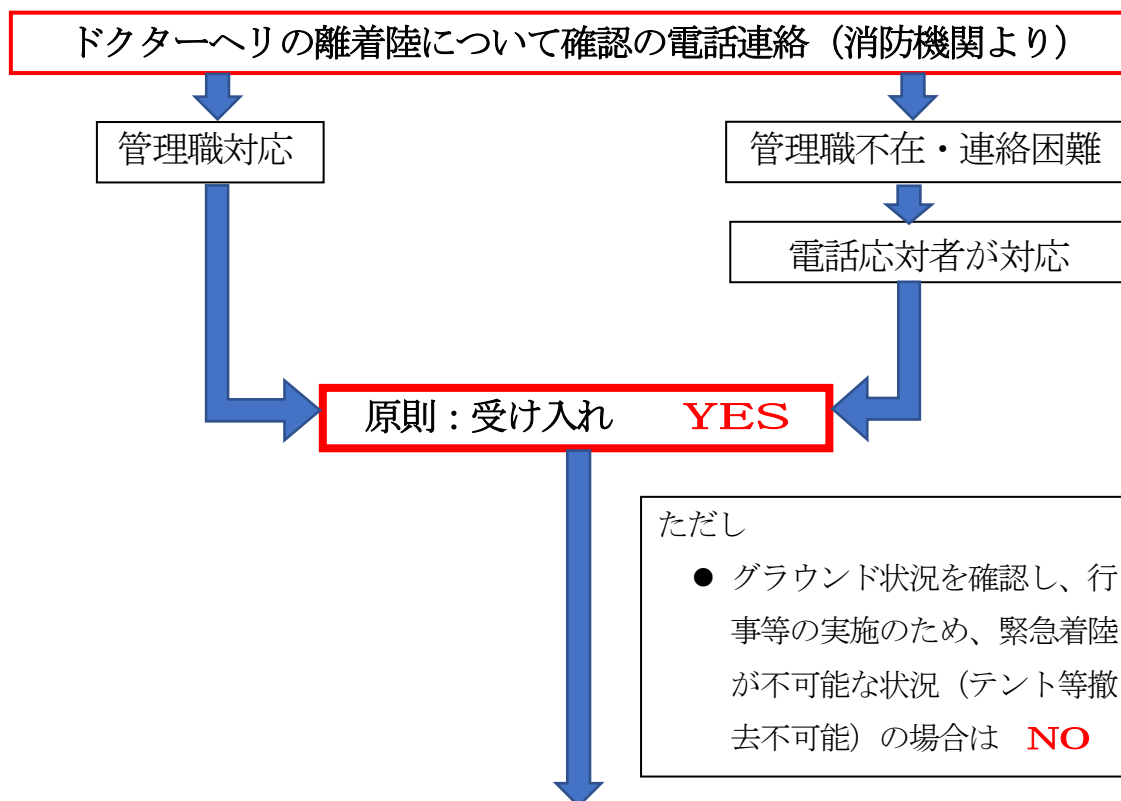
⑩ 眼の外傷への対応

令和2年12月初版 独立行政法人日本スポーツ振興センター発行 スポーツ事故対応ハンドブック より





⑫ ドクターヘリ対応



○ 受け入れ準備 校内放送や大声で、教職員や児童・生徒に連絡

【教職員対応：児童・生徒の安全管理、現場対応を分担】

- ① グラウンドから、人や車両等の対比
- ② グラウンドに面する窓やドア等の閉鎖

【教職員・消防署員対応】

- ③ 救急車・消防車等、緊急車両のグラウンド進入路の確保
- ④ 緊急車両の誘導（進入口付近）

【消防署員対応】

- ⑤ グラウンドへの消防車による散水、ドクターヘリの離着陸

※ ヘリコプタープロペラ旋回による強風に注意。細かな石等が風によって飛ばされるので危険。

Ⅲ 消防管理基本方針

- Ⅰ 総則
- Ⅱ 予防管理対策
- Ⅲ 自衛消防活動
- Ⅳ 地震対策
- Ⅴ 大地震・大火災への対応

※ 分冊資料

- 3.管理・火元責任者（安全点検担当）
- 4.避難経路
- 5.自衛消防組織
- 6.避難所開設マニュアル

1 総 則

(1) 目 的

- ① この計画は、消防法第八条第一項に基づき、上市町立小・中学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び人命安全対策並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

(2) 消防計画の適用範囲

- ① この計画は、該当校に登校及び勤務し並びに出入りするすべての者に適用するものとする。

(3) 管理権原者の責務

- ① 管理権原者の責任等
 - ア) 管理権原者は、建物内の防火管理業務について、すべての責任をもつものとし、基本、校長が務める。
 - イ) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
 - ウ) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
 - エ) 管理権原者は、防火上の建築構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修するものとする。

(4) 防火管理者の権限及び業務

- ① 防火管理者は、教頭とし、防火管理についての一切の権限を有し次の業務を行うものとする。
 - ア) 防火計画の検討及び変更
 - イ) 消火、通報、避難訓練の実施及び指導
 - ウ) 建物、火気使用設備器具及び電気設備などの検査及び不備欠陥事項の改修促進
 - エ) 消防用設備等の点検及び整備
 - オ) 火気の使用又は取り扱いに関する指導監督
 - カ) 増改築、修繕、模様替え等の工事への立会い及び監督
 - キ) 児童・生徒、教職員に対する防災教育の実施及び監督
 - ク) 校長に対する防火管理に関する助言及び報告
 - ケ) その他、防火管理上必要な業務
- ② 防火管理者は、次の事項について消防機関へ報告、届け出及び連絡を行うものとする。
 - ア) 消防計画の提出（改正の都度）
 - イ) 建物の増改築及び諸設備設置又は変更の事前連絡
 - ウ) 消防設備などの点検結果の報告
 - エ) 消防用設備などの点検及び火災予防上必要な検査時の指導要請
 - オ) 防災教育、訓練時の指導要請及び自衛消防訓練の事前報告
 - カ) 児童・生徒等収容人員の増減に関する報告
 - キ) その他、消防関係法令に基づく各種届け出及び防火管理について必要な事項
- ③ 防火管理者は、火災警報発令下、または火災発生危険や人命安全上危険が認められる場合は、次の措置を行うものとする。
 - ア) 火気使用制限及び禁止
 - イ) 火気を使用しての授業の中止命令
 - ウ) タバコの喫煙の禁止、吸殻等の残火処理の周知徹底
 - エ) その他、火災予防上必要な事項の周知徹底

2 予防管理対策

(1) 予防管理組織

- ① 日常の火災予防及び地震時の失火防止を図るため、防火管理者のもとに各階及び教室（部屋）毎に火元責任者を置く。また、建物及び消防用設備等の点検・検査を実施するための自主点検検査員を置く。

※ 分冊資料 3.管理・火元責任者（安全点検担当）

- ② 火元責任者の指定及び任務は次の通りとする。
- ア) ストープ、ガスなど火気使用設備器具の火気管理
 - イ) 電気設備器具の安全確認
 - ウ) 消防用設備等の外観上の確認
 - エ) 避難設備器具の管理
 - オ) 地震時の失火防止措置
 - カ) その他、火災予防上必要な事項
 - キ) 一般備品・設備の維持整備など、一切について管理監督する。
 - ク) 建物等の自主検査員の指定及び実施時期は次の通りとし、別に定める検査表に基づいて実施するものとする。

	検査実施期日	検査担当者
建築物	随時	学校、教委
火気使用器具	随時	学校、教委
危険物施設	随時	学校、教委
電気設備	毎月 1 回	北陸電気保安協会

- ケ) 消防用設備等の法定点検の実施時期は次の通りとする

	外観点検	機能点検	総合点検	点検
屋内消火栓	毎月	6. 7 月	8～10月	町指定業者
消火器	毎月	6. 7 月		
自動火災報知器	毎月	毎月		
警報設備	毎月	毎月		

(2) 点検結果の記録及び報告

- ① 防火管理者は、自主点検検査の結果を記録するとともに、消防用設備等の点検結果報告については、3年に1回上市消防署長に報告する。

(3) 不備欠陥事項の整備

- ① 防火管理者は、建物及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、その改修計画を立案し校長に報告すると共に、必要な指示を得てその促進を図る。

(4) 火災予防上の遵守事項

- ① 日常における火災の予防及び火災発生時の避難を容易にするため、学校に出入りするすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。
- ア) 火気使用設備器具は、使用前及び使用後は必ず点検し、安全を確保すること。
 - イ) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓し、消火用水または消火器を用意しておくこと。
 - ウ) 校舎内には、危険物類、引火性物品等は許可なく持ち込まないこと。
 - エ) 移動式ストーブは、必ず定められた場所で使用すること。
 - オ) 避難口、廊下、階段には、避難上障害となる物品を置かないこと。
 - カ) 廊下・階段は、避難時には、つまずき、すべり等を生じないように維持しておくこと。

(5) 防火管理者への連絡事項

- ① 次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し、承諾を得るものとする。
 - ア) 教室などの一部を変更し使用するとき。
 - イ) 教室などにおいて、火気用設備器具の増設や移動を行うとき。
 - ウ) カーテンなどの設置及び交換をするとき。
 - エ) その他、防火管理上必要と認められる事項。
- ② 本校において改修、模様替えなどの工事を行う者は、事前に防火管理者へ工事計画を提出し、防火予防上必要な指示を受けると共に、次の事項を遵守しなければならない。
 - ア) 溶接など火気を使用する場合は消火器を用意すること。
 - イ) 作業現場で使用するシートは、防災処理済みの物を使用すること。
 - ウ) 危険物類を使用する場合は、その都度、防火管理者の承諾を得ること。
 - エ) 指定された場所以外で、焚火などを行わないこと。
 - オ) 校舎敷地内での喫煙はしないこと。
 - カ) 火気管理については、作業場所ごとに責任者を指定して行うこと。

3 自衛消防活動

(1) 自衛消防組織及び活動

- ① 火災等の災害が発生した場合は、その被害を最小限にとどめるため校長を隊長とする自衛消防隊を組織する。この場合、次のことを原則とする。
 - ア) 児童在校中に発生した場合
 - A) 避難場所を運動場と定め、状況により位置を指定する。
 - B) 非常の報告を聞いたら、授業中の場合はその場から児童を引率し、迅速に避難する。
 - ア) 避難経路図が、年度当初に作成し、教室など児童生徒が使用する見やすい箇所に貼付けるとともに、児童生徒に啓蒙する。

※ 分冊資料 4.避難経路

- イ) 夜間または休日に発生した場合
 - A) 職員は直ちに出勤し、速やかに臨機の処置をとらなければならない。
 - B) 第一発見者は、119番通報し、直ちに校長へ連絡の上、適切な措置をとること。
- ウ) 火災など発生時の非常措置の原則事項
 - A) 火災を発見したものは、消防機関119番に通報する。
 - B) 緊急放送で避難の指示をする。
 - C) 自衛消防隊本部を設置する。以下隊長の指示に従う。
 - D) 避難状況を把握し、必要な指揮、命令を行う。児童の管理を徹底する。
 - E) 校長室、職員室の重要書類の搬出をする。搬出物の管理をする。
 - F) 消火栓、消火器を操作して、消火作業を行う。
 - G) 消防署、教育委員会、PTA、その他外部との渉外に当たる。
 - H) 組織編成
 - ア) 避難及び対応措置の基本的役割分担

本部	隊長：校長	・ 避難開始の決定、避難状況の把握 ・ 自衛消防上の必要な判断、指揮、命令
	副隊長：教頭	・ 消防隊との連絡 ・ 隊長の補佐、隊長不在時は任務代行、本部設置、標識 ・ 児童名簿等関係資料準備 ・ 防火対象物維持台帳等資料準備

	指揮係：教務主任 (事務主任)・教諭	・ 避難時の児童の指揮
	救護：養護教諭 (用務担当)	・ 救護所の設置、標識、負傷者の応急措置、児童氏名の報告
連絡 通報	教頭	・ 連絡の確認、校長報告 ・ 災害報告の確認
	教務主任	・ 緊急避難放送 ・ 学習中止→放送を聞かせる
	用務担当 (事務主任)	・ 119番通報
避難 誘導	学級担任 〔教頭：教職員点呼〕	・ 戸締まり、出勤簿携帯、安全避難誘導 ・ 〔休憩時間〕担当場所へ直行 ・ 避難後人員点呼、教頭に報告
巡回 不明 者救 出者	担当職員	・ 避難開始と同時に残留者の有無確認 ・ 階段又は避難器具を使用し、避難
	消防隊員 学校職員	・ 避難後の点呼で不明者があった場合、消防隊員で救出 ・ 救出者の確認
消火 搬出	消防隊員 学校職員	・ 安全確認後、消火活動、搬出活動

※ 分冊資料 5.自衛消防組織

(2) 自衛消防隊長の権限及び任務

- ① 隊長は、自衛消防活動における一切の権限を有し、次の任務を行う。
 - ア) 児童・生徒全員の避難状況の把握
 - イ) 各種災害の状況を判断し、自衛消防活動上必要な指揮、命令
 - ウ) 消防隊に対する情報の提供
 - エ) 隊長が不在の場合は、防火管理者がこれを代行する。
- ② 防火管理者は、消火器などの設置及び避難経路図を作成し、各階、各教室に掲示しておくものとする。

4 地震対策

(1) 地震災害予防措置

- ① 各火元責任者は、地震時の災害を予防するため随時次の検査を行うものとする。
 - ア) 校舎及び校内の施設物の倒壊、落下の危険性の有無
 - イ) 教室内及び他の部屋における棚、ロッカー、ガラス窓の転倒、落下の危険性の有無
 - ウ) 火気使用設備器具等の転倒の危険性の有無及び自動消火装置の作動状況の適否
 - エ) 教材、器具等の転倒、落下の危険性の有無
 - オ) 危険物及び化学薬品等の転倒、落下の危険性の有無

(2) 地震後の安全措置

- ① 防火管理者及び火元責任者は、校内の児童の安全を確認すると共に、建物、火気使用設備器具及び消防用設備などの点検を実施し、異状が認められる場合は、安全措置を講ずるものとする。二次災害を防止するため、ガス、電気設備及び危険物を使用する施設については安全確認後、使用を開始する。

(3) 地震に備えての備蓄品

① 地震に備え、次の品目を備蓄しておくものとする。

- ア) 救急医薬品
- イ) 携帯用拡声器、メガホン
- ウ) 携帯用ラジオ
- エ) 携帯用照明器具
- オ) その他、必要な物

(4) 避難場所の指定

① 防火管理者は、児童職員を安全に避難させるため、次の場所を指定しておくものとする。

- ア) 第一次避難場所 グラウンド
- イ) 第二次避難場所 広域避難場所（防災機関等の指定）

(5) 地震時の活動

① 地震時の活動は、次によるものとする。

- ア) 授業中の場合、教師は児童・生徒を机の下などに身を寄せさせ落下物から身を守ると共に、火気使用器具の後始末を行い、出入り口を確保する。
- イ) 休憩中の場合は、その場所で身を伏せ、校内放送などの指示を待つ。
- ウ) 校舎外での避難開始は、周囲の状況によるが、原則として自衛消防隊長からの指示により行い、勝手な行動をしない。
- エ) 教師及び誘導係員は、避難開始の指示があった場合、児童・生徒の混乱を防止し、避難経路に従い第一次避難場所へ誘導する。
- オ) 第二次避難場所への避難は、防災機関からの避難命令又は自衛消防隊長の状況判断により行う。
- カ) 避難行動は流言に惑わされる事なく、正確な情報に基づいて行う。
- キ) 避難は車を使用せず、全員徒歩により隊列を組んで整然と行い、集結場所に到着したら、人員点呼を行い、安全を確認する。
- ク) 児童・生徒を帰宅させる場合は、その地域の被害状況を把握し、安全を確認した上で行う。

(6) 防災教育の実施

① 防火管理者は、次により防災教育を行い防火管理の徹底を図るものとする。

- ア) 消防計画の周知徹底
- イ) 児童・生徒の人命安全対策に関すること
- ウ) 火災予防上の遵守事項に関すること
- エ) 建物からの避難及び避難訓練に関すること
- オ) 地震災害対策に関すること
- カ) その他、火災防止上必要な事項に関すること

(7) ポスター・パンフレットの掲示等

① 防火管理者は、児童職員の防火思想を高めるため、火災予防の呼び掛けを折り込んだポスター、パンフレット、作文、標語等を随時展示、掲示、紹介するものとする。

(8) 防災訓練の実施

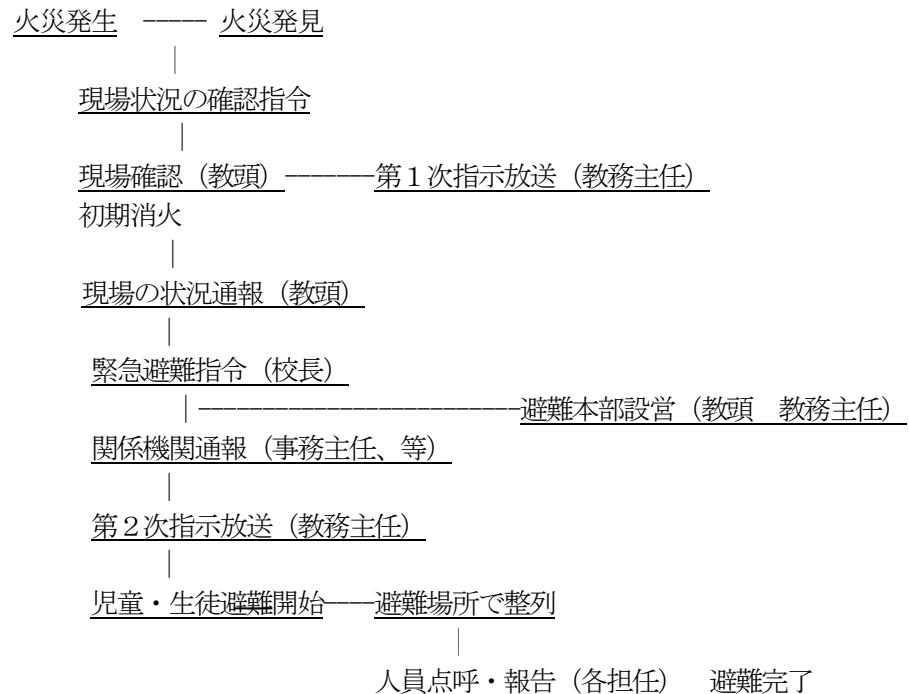
① 防火管理者は、下記訓練を行うよう努める。

- ア) 総合訓練：通報、避難、消火等連携して行う。（年2、3回）
- イ) 通報連絡訓練：消防機関への通報訓練、校内への通報連絡訓練（ 〃 ）

- ウ) 避難訓練：避難及び避難誘導訓練
- エ) 消火訓練：屋内消火栓、消火器の操作及び消火訓練
- オ) 地震災害訓練：上記訓練内容に準じて行う。

(9) 訓練の報告及び指導要請

- ① 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合、消防署に通知し、必要と認めた場合は指導要請をするものとする。
- ② 目標
 - ア) 学校における火災、その他の災害の未然防止に努め、併せて災害発生に際して通報、初期消火、避難訓練及び施設の保護等に万全を期し、被害を最小限にとどめ、児童・生徒の安全を確保する。
- ③ 安全指導の方針
 - ア) 児童に火災や地震発生時における安全な避難方法について理解させ、的確な判断のもとに行動できるよう指導する。
- ④ 火災発生時の処置（基本的な形）



- ⑤ 避難訓練における学年別指導重点
 - ア) 全学年
 - A) 通報を静かに聞き取り、安全に避難する能力、態度を養う
 - イ) 低学年
 - A) 教師の指示に従って、静かに速やかに整列避難する。
 - B) 放送や指示を最後まで聞き、口を閉じて行動する。
 - ウ) 中学年
 - A) 集団での避難・整列であることを考えて、静かに、安全に行動できる。
 - B) 静かに指示情報を聞きながら、次の行動や指示を受ける心の準備をして、静かに、安全に行動する。
 - エ) 高学年
 - A) 訓練の意義を考え、安全・迅速に、真剣な態度で避難訓練に取り組む。
 - B) 静かに指示や情報を聞きながら、次の行動や手順を考え、真剣に落ち着いた行動をとる。

⑥ 火災発生時の重点指導事項
(学習時)

ア) 児童・生徒

- A) 非常ベルがなったら、すぐ行動をやめ、その場で静かに待つ。
- B) 放送をしっかり聞き、出火場所や避難経路をとらえる。
- C) 校舎内では2列に並び、壁をつたって姿勢を低くして歩く。
- D) 「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」を守る。
- E) 校舎外でも疾走せず、早足で歩く。
- F) 教職員の指示に従う。
- G) 避難場所に集合した後も、しゃべらず静かに次の指示を待つ。

イ) 教職員

- A) 学習中、児童・生徒が安全に避難できるよう、適切な指示を与える。
- B) 指示の出し方や報告の仕方など、できるだけ簡潔かつ確実に行う。

(休憩時等)

ア) 児童・生徒

- A) 非常ベルが鳴ったら、すぐ行動をやめ、その場で静かに待つ。
- B) 放送をしっかり聞き、出火場所や避難経路をとらえる。放送が聞き取りにくい場所にいた場合は、聞こえる場所に移動する。
- C) 近くにいるもの同士でグループを作る。特に、上の学年は、指導的立場から下の学年の児童・生徒に指示を出す。
- D) 「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」を守る。
- E) 校舎外でも疾走せず、早足で歩く。
- F) 教職員の指示に従う。
- G) 避難場所に集合した後も、しゃべらず静かに次の指示を待つ。

イ) 教職員

- A) 担当場所に急行し、係の仕事を果たす。
- B) 休憩時、児童が安全に避難できるよう適切な指示及び誘導を行う。
- C) 指示の出し方や報告の仕方など、できるだけ簡潔かつ確実に行う。

⑦ 地震発生時の重点指導事項

ア) 児童・生徒

- A) 揺れ始めたら、机等の下に一時的に避難し、落下物から身を守り、揺れのおさまるのを待つ。
- B) 放送をしっかり聞き、避難する。
- C) 以下 火災発生時に準ずる。

イ) 職員

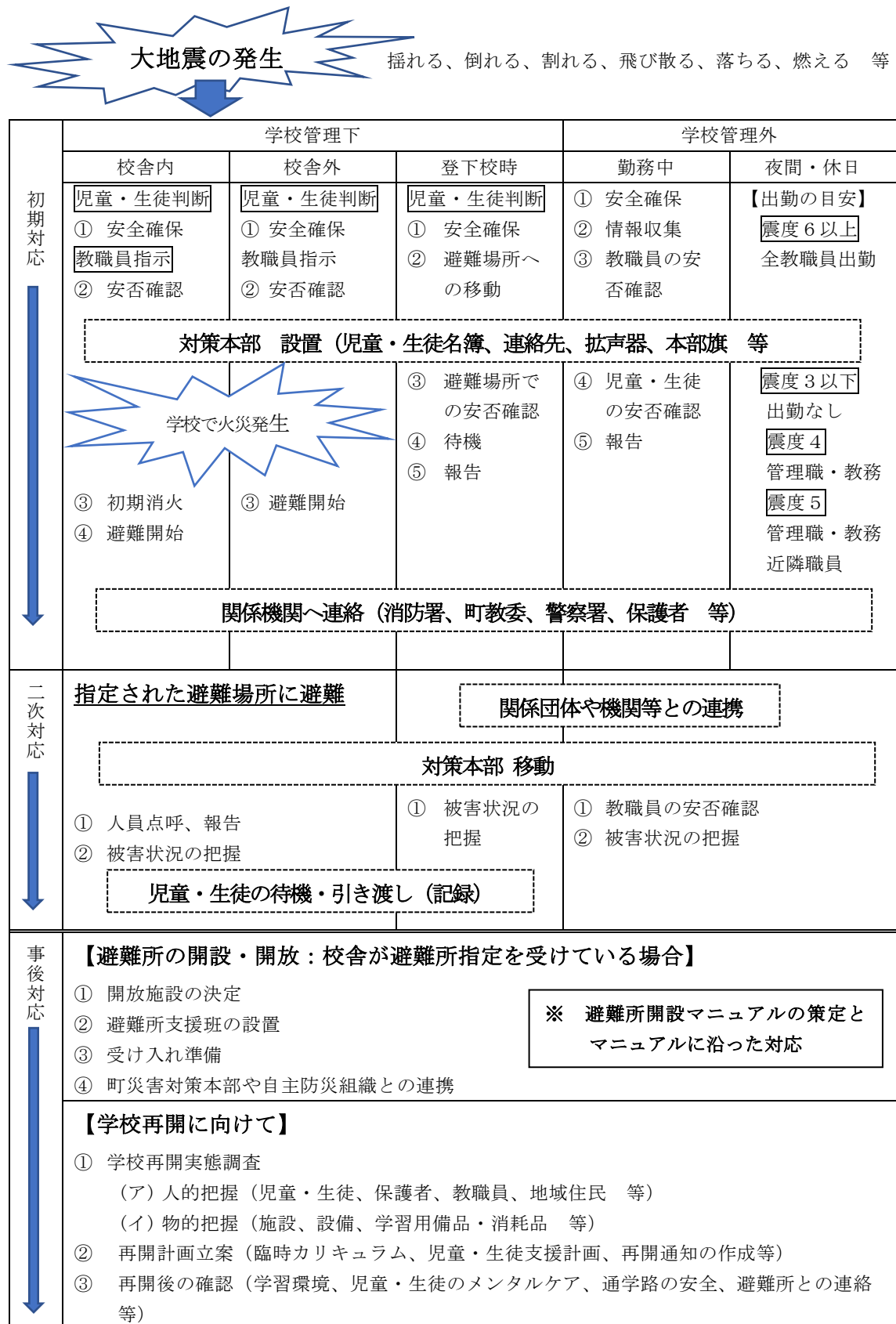
- A) 揺れ始めたら、火気の使用器具の後始末を行い、戸や窓を開放し脱出口の確保に努める。
- B) 避難開始の指示があった場合、児童が安全に避難できるよう、適切な指示及び誘導を行う。

5 大地震・大火災への対応

- (1) 【大地震の際の対応】(図4)を参照

※ 分冊資料 6.避難所開設マニュアル

【大地震の際の対応】（図4）：大火災の場合も参考に



IV 不審者対応基本方針

- I 基本方針**
- 2 対応に関する指導事項**
- 3 日常における安全確保対策**

1 基本方針

- (1) 本校児童・生徒の身体・生命の安全確保を第一とし、学校内外における安全管理を徹底する。
- (2) 緊急時の手順・情報伝達体制、役割分担等、具体的に機能する組織の充実を図る。
- (3) 関係機関との連携を密にし、防犯情報等の共有に努め、緊急時における協力体制を整える。

2 対応に関する指導事項

- (1) 児童・生徒への指導
 - ① 危険から身を守る心構えを、学校や家庭で繰り返し指導する。
 - ② 見知らぬ人からの誘いには絶対に応じない。その場から、素早く逃げる。
 - ③ 危険を感じた時には、大越絵を出して周囲に危険を知らせたり、「こども 110 番の家」や近くの家へ駆けこんだりする。また、大人に知らせ、警察署や学校に連絡する。
 - ④ 一人での外出、特に人目のない場所や時間帯での外出は避ける。
 - ⑤ 外出する際には、防犯ブザー等を携帯する。
- (2) 教職員への指導・共通理解
 - ① 巡回意識をもって校内の移動を行う。
 - ② 防犯カメラを活用し、不審者の早期発見に努める。
 - ③ 児童・生徒の安全確保を第一とする。状況に応じて隔離、撃退等の対応を図り、決して不審者の確保等を図ろうとはしない。
 - ④ 年度始めには、緊急時における校内放送（キーワード等）について指導し、必要に応じて各教室で訓練を行い、緊急の場合に少しでも適切に対応できるよう図る。
 - ⑤ 非常時に適切な対応をとることができるような体制を常に心がける。（児童・生徒の安全確保や避難経路、非常事態発生の通報、防犯器具の場所や携帯物 等）

3 日常における安全確保対策

- (1) 来校者対応
 - ① 来訪者の出入り口は、特別の場合を除き、基本、正面玄関のみとする。ただし、特別な場合、学校長許可の上であればこの限りではない。（例、給食関係者 等）
 - ② 防犯カメラの設置、及び「防犯カメラ作動中」の看板等の設置
 - ア) 町教育委員会との相談の上、適切な場所に防犯カメラを設置する。また、職員室内のモニター等で来校者の確認ができるように設定し、確認を行う。
 - イ) 敷地内の適切な箇所に「防犯カメラ作動中」の案内を設置する。
 - ③ 受付、来訪者名簿
 - ア) 基本、正面玄関を学校の受付とし、必要に応じて来訪者に来訪者名簿への氏名等の記録を依頼する。
 - イ) 来校者向けに、来校者の方は正面（職員）玄関で、インターフォンを押し、名前等と告げてもらい、教職員の指示に従って行動してもらうよう伝える。その旨を正面（職員）玄関付近の案内板にも掲示し、来校者に伝える。
 - ④ 来客ゾーン以外への立ち入り禁止
 - ア) 来訪者は原則として、学校が許可する場所（来客ゾーン）で用務を済ませることとする。
 - イ) 窓口で用件等を確認した来訪者については、その来訪目的に適した場所への出入り等を許可する。
 - ⑤ 校内での遭遇

- ア) 教職員は、学校を管理する立場にあるという自覚をもって、校内で見かけない人を見かけた場合、教職員は必ず声をかけ、用件等を確認する。その上で、言動が不審な場合は、正面玄関や職員室に案内するなど、必要な対応をとる。
 - 「こんにちは」「どなたでしょうか」「どちらにご用ですか」など
 - イ) 事前に来校者の予定がある時には、全教職員が周知できるように図っておく。
 - 児童・生徒への面会や早退（引き取り）については、特に注意する。
 - 教職員への、商用者・業務関係者の面会等については、児童・生徒下校終了後、もしくは勤務時間外が望ましい。
- ⑥ 緊急対応
- ア) **【不審者対応】（図5）**を参照、適切に対応する。
 - イ) 緊急の場合は、非常ベルの作動も可。

(2) 授業中の校内体制

- ① 始業前
 - ア) 管理職や日直担当者など、担当者や巡回箇所を適切に設定する。
 - イ) 登校前の校舎内、登校時の児童・生徒の状況等を的確に巡視する。
 - ウ) 担任は、児童・生徒の登校状況の把握に努める。
 - 登校後、児童・生徒は、勝手に学校敷地外に出ないように指導する。
- ② 授業中
 - ア) 校舎内外の巡視を随時行う。（校長、教頭、教務主任、校務助手 等）
 - イ) 校務分掌による担当箇所の巡視を随時行う。（全教職員）
 - ウ) 担任（授業実施者）は、授業中の移動等の際には、随時安全確認等を行う。
- ③ 休憩時間
 - ア) 休憩時間、教職員は勤務体系に基づき、適度に休憩をとるとともに、その移動の際等に随時安全確認を行う。
 - イ) グラウンド、体育館等、不審者が外部から入り込みやすい場所については、特に注意する。児童の活動の様子等にも、注意する。
- ④ 放課後
 - ア) 教職員による巡回担当（日直等）を定め、児童・生徒下校後の校舎内外の安全状況を確認・把握・記録する。
 - イ) 放課後は、児童・生徒を速やかに下校させる。所用があり、児童・生徒が残る場合は、その状況等について全教職員が情報共有できるように図る。また、その場合は、その担当者が責任をもって、児童・生徒の下校やそれに伴う施錠等の状況を的確に把握・対応し、管理職等に報告する。
 - ウ) 教職員が、放課後の職員会議や研修会等の会議に参加する場合は、開始時刻に間に合うように時間配分し、児童・生徒が落ち着いて下校させるとともに、その状況をしっかりと見届けることができるように図る。
 - エ) 終業時刻前には、巡回担当者が校舎全体を巡回し、施錠が終了するように努める。

(3) 校外での授業場面

- ① 登下校
 - ア) 事前対応
 - 一人一人の児童・生徒の通学路を明確にし、定められた通学路に登下校させる。
 - 登下校の時刻を守らせる。
 - 必要に応じて、放課後の児童・生徒の動きも把握する。（「放課後児童クラブ」や「放課後学習室」への来室の有無 等）

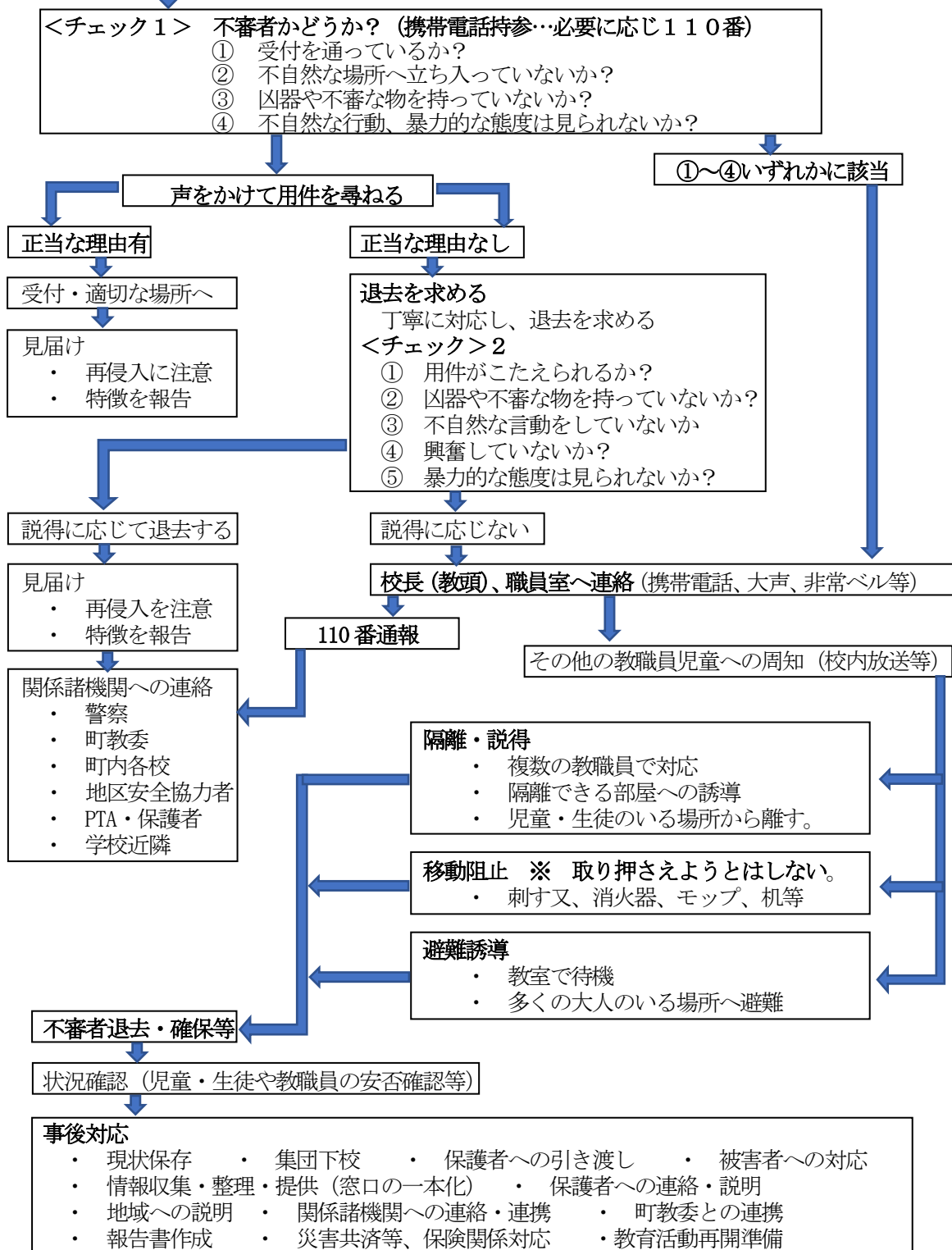
- 小学校においては、低学年児童の安全確保のため、通学班による集団登校を推奨する。
 - 学期ごとに、通学路の点検や児童・生徒からの通学路に関する情報収集を行い、危険箇所等を把握する。
 - 参観日、PTA、地域での所会合の機会をとらえ、情報収集に努める。
 - 上市警察署を始めとする、警察諸機関とも連携し、情報収集や安全確保に努める。
 - 「こども 110 番の家」との連携を図り、児童・生徒が緊急時に避難できるように図る。また、児童・生徒にも「こども 110 番の家」の存在や場所を周知する。
 - 不審者対応や誘拐等に対する指導を、発達段階に即して、継続的に行う
- イ) 緊急事案発生時
- 警察等、各種機関と連携し、正確な情報収集を図るとともに、校長の指示の下、校内体制を適切に構築し、チームとして対応に当たる。
 - 児童・生徒の安全を最優先に対応を図る。
 - 状況に応じて、保護者引き渡しによる下校、職員付き添いによる下校等について検討し、必要に応じて保護者や関係者に安全メール等を通じて連絡する。
 - 丁寧に事後対応を進める。必要に応じて町教委や保護者とも連携し、関係児童・生徒へのカウンセラーの派遣も検討する。
- ② 校外学習等、学校行事実施時
- ア) 事前・事中共応
- 校外に学習の場を設定する場合、担当者は事前に目的地等を下見し、危険箇所の把握や、現状の安全状況等についての情報を収集、関係者と共通理解を図る。
 - 校外での学習は、出来る限り複数の指導者が引率する。必要に応じて、教職員以外、保護者等にも付き添いをお願いする。
 - 緊急時の連絡方法を明確にし、関係者で共有する。
 - 行事実施中も、適時、児童・生徒を集合させ、人員確認を行う。

【不審者対応】（図5）

○ 日頃からの不審者侵入防止の備え

- ① 出入り口を限定し、不必要な出入り口、窓等を施錠する。
- ② 職員室を受付とし、来校者をチェックする。
- ③ 校舎内外の巡視をする。（8時、11時、14時、その他適時）
- ④ 非常用ボタン、校内電話の整備。
- ⑤ 保護者、地域の方、関係機関から情報収集する。

★ 関係者以外の立ち入りを発見



V 交通安全基本方針

- 1 ねらい
- 2 重点目標
- 3 指導内容

1 ねらい

- (1) 交通安全に必要な交通のきまりを教え、安全に行動（登下校）できる能力・態度・習慣を養う。
- (2) 地域環境の実情や危険性について理解させ、安全への意識を高め、危険を予測して安全な行動ができるようにする。
- (3) 交通安全に関わっている人の仕事や交通安全の施設について知らせ、交通安全に気を付けた生活をする態度を養う。

2 重点目標

- (1) 交通安全指導の実践に当たっては、各教科・道徳・特別活動・学校行事等の全教育活動を通じて行うようにする。
- (2) 小学校では、集団登校班の指導を徹底し、学年当初や町内児童会後には下校指導を行う。
- (3) 中学校では、徒歩通学生徒と自転車通学生徒という2つの登下校実態に即して、発達段階に即した登下校指導を行う。
- (4) 学期初めや、春・秋の交通安全運動週間の指導を徹底する。

3 指導内容

(1) 小学校

① 正しい歩き方の指導

- ア) 登下校時のヘルメットの着用
- イ) 正しい歩き方（道路の右端を1列に歩く。交差点や危険な場所では、左右の安全確認を行う。）
- ウ) 道路の横断の仕方（信号に従う。左右の安全確認）
- エ) 安全な踏切の渡り方（登校班で揃って渡る。警報が鳴ったら踏切内に決して入らない。）
- オ) 飛び出し事故の防止（交差点では必ず止まる。）
- カ) 手荷物の持ち方（路肩側に持つ。）
- キ) 傘を差した時の安全な歩き方（強風時・降雪時の安全な歩き方）
- ク) 自転車の乗り方指導
 - A) 自転車の点検や、体に合った自転車についての知識を習得する。
 - B) 正しい自転車の乗り方についての、知識や技能の習得（ヘルメット着用の徹底）
 - C) 止まるべき所での一時停止の厳守
 - D) 降雪・積雪・路面凍結時及び夜間は、乗車禁止。
 - E) 交通安全に関する学習指導
- ケ) 社会科や生活科における校区の様子や交通事情に関する学習で、交通安全に対する意識を高める。
- コ) 道徳の時間において生命の尊さを指導するとともに、自分の命は自分で守ろうとする意識を高める。
- サ) 学級指導は、児童の実情に合わせて適時行う。
- シ) VTR等の視聴覚教材を活用して、指導効果を高める。
- ス) 校区の安全マップを掲示し、児童の安全意識の高揚に努める
- セ) 通学路に危険箇所が生じた場合、安全な通学路の確保に努める。

(2) 中学校

① 校門前及び学校周辺指導（教職員、生徒会による）

- ア) 午前7:40～8:15 午後 部活終了時

- イ) 指導事項：一時停止、ヘルメット着用、横断歩道の通行、路側帯の通行、車体整備
- ② 自転車通学路安全指導（教職員、生活・安全委員会）
 - ア) 登校時及び下校時
 - イ) 指導事項：通学路での安全な交通（歩行者や他の車両との危険回避）
- ③ ピロティ指導（教職員、生活・安全委員会による）
 - ア) 午前 7：50～8：15
 - イ) 指導事項：整然とした駐輪、ピロティ内での車両運転禁止
- ④ 登校指導（教職員による）
 - ア) 毎日 午前 7：40～8：05
 - イ) 場所：校門、つるぎふれあい館西北交差点、パル・役場交差点、かみいち総合病院前交差点
 - ウ) 指導事項：一時停止、一列通行、信号確認、ヘルメット着用、車道へのはみだし禁止
- ⑤ 学級活動（学級担任による）
 - ア) 自転車許可願の申請受付
 - イ) 通学状況調査、通学路の安全確認
 - ウ) 「安全な自転車の乗り方」と「安全な徒歩通学の仕方」
 - A) 自転車安全運転の原則
 - ヘルメットを着用する。
 - 交差点では一時停止、左右の安全確認をする。
 - 歩道から車道に出る時や進路変更する時は、必ず後方の安全確認をする。
 - 無灯火、傘さし、二人乗り運転はしない
 - 雨天時はカッパを着用する。
 - 自転車の適正な整備をする。
 - エ) 鍵掛の徹底
 - オ) 車体整備（「ブ・タ・ハ・シャ・ベル」の安全確認）
 - ブ：ブレーキの効き具合はどうか。
 - タ：タイヤの空気圧は大丈夫か。
 - ハ：ハンドルは曲がっていないか。
 - シャ：車体は歪んでいないか。
 - ベル：ベルはしっかり鳴るか。
- ⑥ 生徒会（生活・安全委員会）による呼び掛け
 - ア) ピロティでの自転車整頓、鍵掛の呼び掛け
 - イ) 全校、学年集会での「安全な乗り方」の呼び掛け
- ⑦ PTA、地域との連携
 - ア) 街頭指導や校区内の巡回指導
 - イ) 広報活動で、保護者や地域住民への協力要請
 - ウ) サイクル安全リーダーの任命と活動

VI いじめ防止基本方針

- 1 本方針策定の目的
- 2 いじめの定義
- 3 基本理念
- 4 いじめ問題への対応
- 5 重大事態への対処
- 6 人権侵害

※ 分冊資料

7.いじめ対応年間指導計画

1 本方針策定の目的

本町小・中学校では全校が統一して、家庭や地域と連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づいていじめの防止、早期発見及び対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進する「上市町 いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの定義

いじめとは、「子供生徒（※1）に対して、当該子供生徒が在籍する学校に在籍している等、当該子供生徒と一定の人的関係（※2）にある他の子供生徒が行う、心理的又は物理的な影響（※3）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子供生徒が心身の苦痛を感じているもの」と、定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

※1 本町立小・中学校に在籍する児童・生徒を指す。

※2 学校の内外を問わず、同じ学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童・生徒と何らかの人間関係を指す。

※3 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させたりすること等を意味する。

3 基本理念

いじめは、いじめを受けた子供等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。（いじめ防止対策推進法第1条より）

また、いじめはどの学校、どの学級でも起こりえる。そのため、いじめに対する認識を全教職員で共有し、全ての子供を対象として、迅速かつ組織的にいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことが重要となる。

さらに、いじめの防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民が、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に連携して取り組むことが大切である。

個々の行為が「いじめに当たるか否か」の判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、当該児童・生徒がいじめられたと感じたことをもって判断する。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ対策生徒指導委員会」（図6）を活用するなどして、より共感的、客観的に判断するよう努める。

なお、具体的ないじめの態様として、以下のものが想定できる。

- ✓ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句等、嫌なことを言われる。
- ✓ 仲間外れ、集団による無視等をされる。
- ✓ 軽くぶつかられたり、遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりすることが継続的に行われる。
- ✓ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりするなど、暴力的行為を受ける。
- ✓ 金品をたかられる。
- ✓ 金品を隠されたり、持ち物を盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ✓ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
- ✓ SNS等、ネットを通して、誹謗中傷を書き込まれるなど、嫌なことをされる。

この他にも、時代に即していじめの形態は変化するものととらえ、児童・生徒の立場に立った認知・判断等を進める。

加えて、児童・生徒の発達段階も考慮し、本基本方針の策定や方針に基づいた対応等にお

いては、必要に応じて児童・生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童・生徒の、主体的且つ積極的な参加が確保できるよう、留意する。

4 いじめ問題への対応

(1) いじめ未然防止のための取組

- ① いじめを許さない、見過ごさない」学校・学級づくり
 - ア) 子供一人一人が生きる、あたたかな学級経営
「いじめは、人として絶対に許されない」という雰囲気を学級全体につくるとともに、自他を大切にすると態度を育てる学級経営に努める。
 - イ) 道徳教育・人権教育の充実
道徳科では、子供自らが考え、議論できる課題や展開を工夫し、心を耕す授業づくりに努めます。また、道徳科の年間指導計画を基に、全教育活動において道徳教育を充実させ、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
 - ウ) 子供一人一人の自己肯定感や自己有用感を育み、高める教育活動の推進
 - A) 分かる授業の実践
一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、話し合い活動の充実と学力向上の保障、学びを振り返る場の設定を図ることで、一人一人が達成感を味わい、自己肯定感や自己有用感を育み、高めるようにする。
 - B) 主体的に取り組む子供会活動・学級活動の充実
子供が自律的に学校をよりよくしていこうとする子供会活動や、生活の向上意識を醸成する学級活動の充実を図り、一人一人が役割をもって活動・活躍できる場の設定を図る。また、たてわり班活動や子供集会を工夫し、子供同士の多様な関わり合いを図ることで、自他を思いやる心を適切に育むことができるように努める。
 - C) 学校行事等での、子供一人一人の活躍の場の設定
 - D) 子供一人一人が目的意識をしっかりともち、自分たちで企画・運営することができる学校行事の設定を図る。「自分たちによる、自分たちのための行事」と、学校行事への参画意識を高めていくことで、一人一人が活躍の場を求め、生き生きと企画・運営・活動するようになり、その中で達成感を十分に味わい、自己肯定感や自己有用感、自他の異なりを認め合う心が育まれるよう努める。

(2) いじめ防止に向けた体制づくりの強化

- ① いじめ問題に関する年間指導計画の作成と取組
いじめの未然防止・早期発見への取組と、校内委員会等を含めた教職員研修を関連付けた年間指導計画を作成・実施する。また、随時、計画の見直しを図り、より適切な取組となるよう改善に努める。

※ 分冊資料 7.いじめ対応年間指導計画

- ② いじめに関する研修体制の充実
本校におけるいじめの実態や、社会的ないじめの現状を具体的に把握し、いじめ防止・早期発見のための方策や、発見したときの対応の仕方等についての研修体制の構築及び、それに基づいた実践を図る。
- ③ いじめ早期発見のための取組
 - ア) 日常観察
休み時間や放課後の子供の様子の観察、日記等での子供とのやりとり、保護者との懇談会等を通して、教職員はアンテナを高くして、子供一人一人の実態を見守るようにする。些細な兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知していくよう努める。また、子供や保護者、教職員が気軽に相談できる雰囲気をつくとともに、い

つでも相談できる体制の整備に努め、子供や保護者の思いや悩みに素早く対応できるように努める。

- イ) 保護者や地域、関係機関との連携
子供、保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携がとれるようにする。また、教育委員会、中学校、総合教育センター等の関係諸機関と連携して、情報交換や課題解決を図る。また、ホームページを活用して、学校の動きを地域や家庭に適時発信し、学校理解の推進のために努める。
- ロ) 子供理解の充実を図る、教育相談を適切に進める。
- エ) 定期的なアンケート調査と教育相談週間を設定し、子供一人一人の思いや人間関係等を把握することで、担任との心のやりとりが深まるようにする。また、必要に応じて、担任以外の教職員（SCやSSWを含む）が相談相手を務める機会を設定し、子供にとって相談しやすい環境づくりに努める。これらのアンケート調査や教育相談を通して得たいじめ等に関する情報は、全教職員で共通理解を図り、早期対応を図る。

④ いじめが起きたときの早期対応

- ア) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、いじめられた子供や、いじめを知らせてきた子供の安全を確保する。また、子供同士の場合は、いじめていた子供と、いじめられていた子供との場を分けて、安全を確保する。
- イ) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ロ) いじめの事実が確認された場合、直ちに「**いじめ対策生徒指導委員会**」（図6）を設置、情報を共有し、組織的な対応を協議する。
- エ) 協議の結果を町教育委員会に報告し、事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- カ) 犯罪行為を伴うもの等、本校や町教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。
- ク) いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育む。
- ケ) 再発防止を図り、いじめを受けた子供・保護者に対する支援、いじめを行った子供への指導・支援と、その保護者への助言を継続的に行う。

⑤ いじめが「解消している」状態の判断

- ア) 単に謝罪をもって安易に解消することなく、少なくとも下記の2つの要件が満たされているか、いじめ対策生徒指導委員会等において複数の眼で確認する。
 - A) いじめに係る行為が止んでいること
 - 被害児童・生徒に対する、心理的または物理的な影響を与える行為（ネットを通じて行われる行為も含む）が止んでいる状態が、相当期間継続しているかを諮る。ここでの相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、その事案の内容によっては、3か月以上、年単位も含め、長期に渡り見守り続けていく必要がある。
 - B) 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童・生徒が、当該いじめ行為による心身の苦痛を感じていないと認められるか否かを諮る。その際は、被害児童・生徒に加え、その保護者や家族に対して面談等を行い、確認することが必要になる。

- ⑥ いじめが起きた集団等への働きかけ
- ア) いじめが解消している状態に至った上で、児童・生徒が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、加害児童・生徒による被害児童・生徒への謝罪だけで終わるものではないことを、教職員は改めて認識する必要がある。
- イ) 被害児童・生徒の心身の回復、加害児童・生徒が抱えるストレス等の問題の除去に加えて、被害児童・生徒と加害児童・生徒を始めとする、他の児童・生徒との関係修復や新たな好ましい関係づくり等を図ることが大切である。双方の当事者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことによって、初めて当該いじめが解消された、と捉えることが必要となる。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

- ① いじめにより子供生徒の生命、心身又は財産に重大な被害（※1）が生じた疑いがあると認められる場合。
- ② いじめにより、子供生徒が相当の期間学校を欠席する（※2）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ③ 児童・生徒や保護者から、「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。
- ※1 いじめを受けている児童・生徒の状況に着目し判断する。下記のようなケースが想定される。
- ✓ 児童・生徒が自殺を企図した場合
 - ✓ 身体に重大な障害を負った場合
 - ✓ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ✓ 精神性の疾患を発症した場合 等
- ※2 不登校の定義を踏まえ、いじめを受けた児童・生徒が年間30日を目安とし、欠席している状態。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は、30日という目安によらない。

(2) 重大事態への対処 【いじめが起きた時の組織対応】（図7）

- ① 直ちに保護者、関係機関等と連携して、いじめを受けた子供の心身の安全確保を行う。
- ② 速やかに町教育委員会に報告し、町教育委員会と協議の上、事案に対処する組織を設置する。
- A) 当該事案の調査を行う主体をどこにするのか、どのような組織編成にするのかなどについて、協議する。
- B) 調査の主体が、学校になる場合と町教育委員会なる場合が想定できる。
- C) 学校が調査主体となった場合は、学校が設置する「いじめ防止対策委員会」を活用し、第三者（外部の専門家等）を加えた組織を基本とする。事案によっては、新たな調査組織（第三者調査委員会等）を組織することも検討する。
- D) いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校が設置する「いじめ防止対策委員会」が、事実関係について調査を実施している場合は、第三者（弁護士等）に調査資料の再分析を依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで、重大事態の調査とする場合もある。
- ③ 事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に図る。
- A) 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰と行われ、どのような態様であったか。また、いじめを生んだ背景事情や児童・生徒の人間関係に潜む問題点、それらに対して教職員がどのように対

応したかなど、事実関係を可能な限り網羅的に把握する必要がある。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査することが重要となる。

- B) 調査の実施は、被害児童・生徒やその保護者の意向を的確に把握し、調査方法等を工夫しながら進めることが大切である。
- C) 調査を実施するに当たり、学校自身にとって不都合な事実があっても、その事実にしつかりと向き合う姿勢が重要となる。
- D) 学校は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- E) 調査により把握した情報の記録は、町の文書管理規程に基づき、適切に保管する。
- ④ 調査結果について、いじめを受けた子供・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - A) 調査結果により明らかとなった事実関係について、被害者である児童・生徒やその保護者に対して丁寧に説明する。
 - B) 調査の進捗状況については、定期的、また適時に報告することが望ましい。
 - C) 調査により得た情報の提供に当たっては、提供した児童・生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報の保護に十分に配慮し、適切に提供する。
 - D) 調査に先立ち、アンケート等の結果については、被害者となった児童・生徒やその保護者に、その情報を提供する場合があることを、調査対象となる児童・生徒やその保護者に事前に説明する。
 - E) 調査結果を公表する場合は、公表の仕方やその内容等を、被害者児童・生徒やその保護者と確認し、承諾を得る。
 - F) 報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止の観点より、重大事態の調査結果について、他の児童・生徒、または保護者に対して説明を行うことを検討する。
 - G) 調査の進捗状況や調査結果、その後の対応方針等について、適時、町教育委員会に報告・相談すると共に、町教育委員会を通じて町長に報告・説明する。

(3) その他

- ① 地区学校安全推進委員会の実施を検討・実施し、保護者や地域の代表者と情報交換に努める。
 - ア) 会への参加を願う主な組織
 - A) PTA、放課後子供クラブ、民生子供委員、教育後援会、安全パトロール隊、こども110番の家、交番、地区有識者 など
- ② いじめに関する近年の動向について、日頃から情報や参考資料（「改訂版 いじめ対応ハンドブック」〔富山県教育委員会〕、「幼・小・中学校教育指導の重点」より「生徒指導」等〔富山県教育委員会〕等）を基に研修を進めることで、校内でのいじめ予防に繋げたり、対策を検討したりするための参考とする。（ネットトラブル、新型コロナウイルス感染、性同一性障害に関するいじめ等）

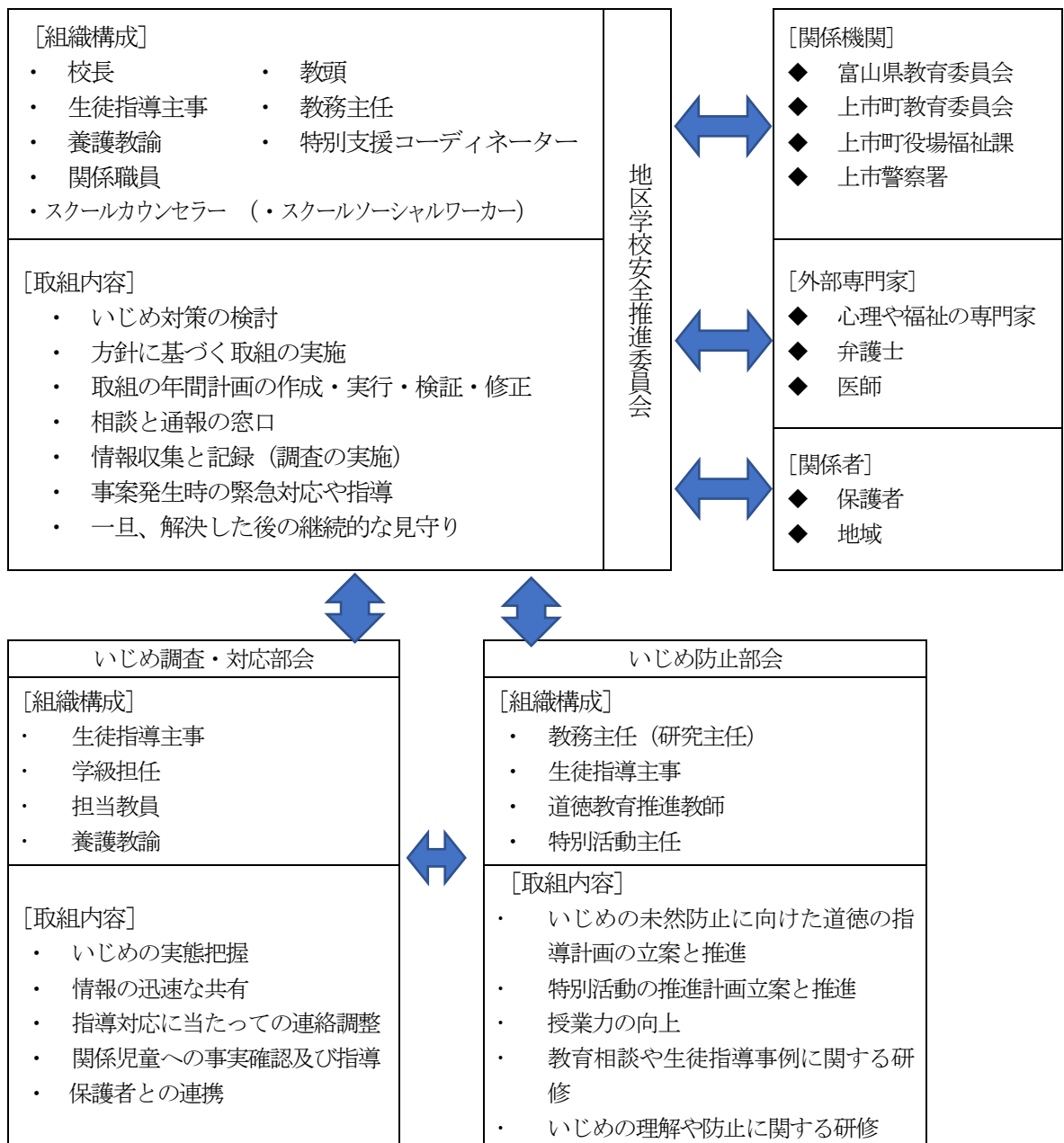
6 人権侵害

- (1) 児童・生徒並びに教職員の人権に対する意識の向上を随時図るとともに、人権侵害の事案が起きた場合には、適切に対応し、被害児童・生徒及び教職員の人権を守るよう努める。【人権侵害対応】(図8)

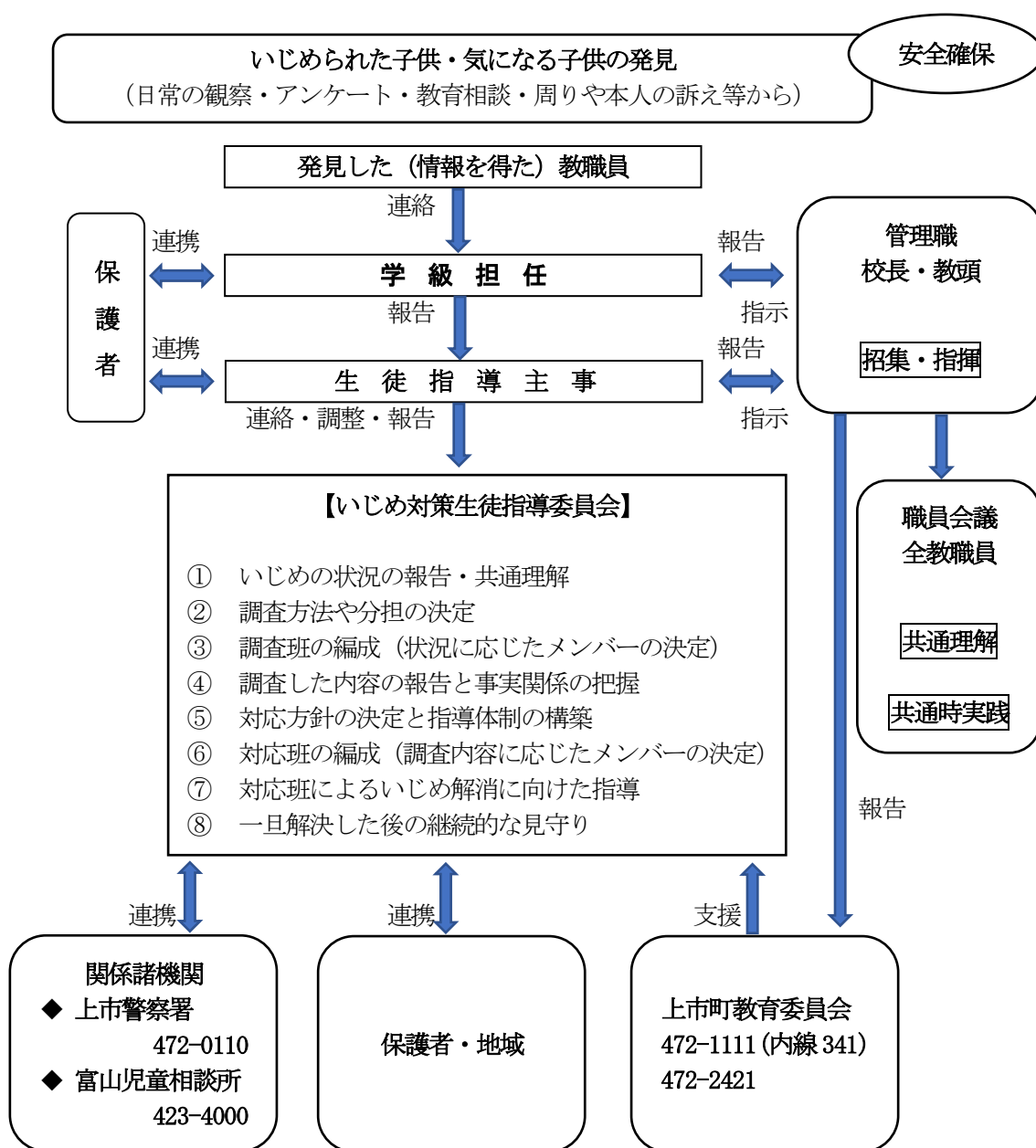
7 その他

本基本方針は、町校長会等において、国の動向等を勘案して定期的に見直し等を検討し、必要があると認められる場合は、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

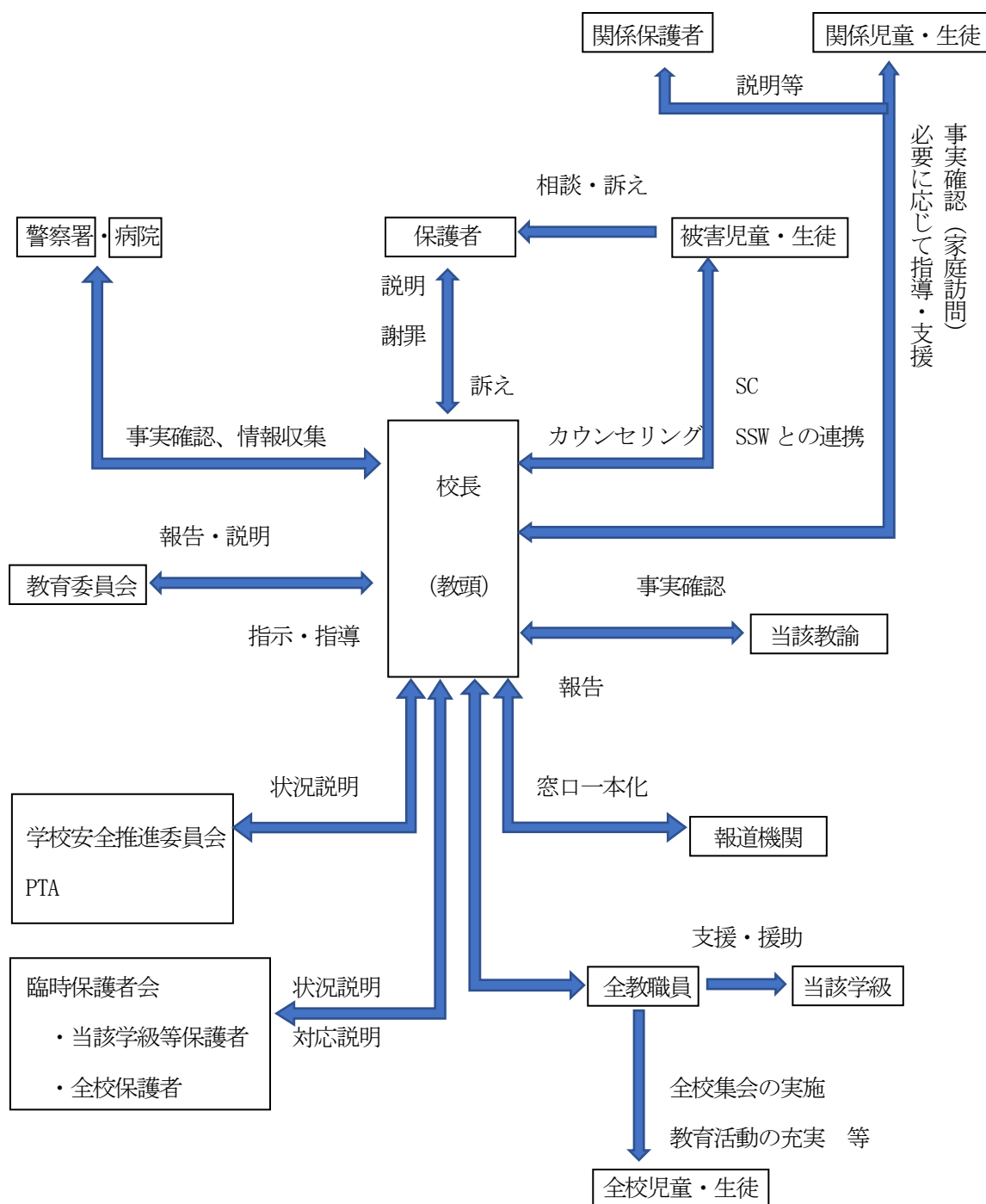
【いじめ対策生徒指導委員会】（図6）



【いじめが起きた時の組織対応】（図7）



【人権侵害対応】（図8）：体罰、各種ハラスメント、暴力、非行行動 等



情報教育計画

- 1 目指す子供の姿
- 2 目指す資質・能力
- 3 関連する各教科等の力
- 4 情報関連能力育成系統表
- 5 ICT スキルスタンダード

上市町 情報教育計画

1 目指す子供の姿

- ① コンピュータ等の情報端末の活用を楽しみ、日常の道具として使いこなす子供（情報活用実践力）
- ② 論理的な思考を身に付け、コンピュータ等の情報端末を活用して問題解決しようとする子供（論理的思考）
- ③ マナーやルールを守り、安全にネットを使う子供（情報モラル）

2 目指す資質・能力

観点	具体的な姿	低学年	中学年	高学年
情報活用実践力 (知識及び技能)	・ 身近な生活で、コンピュータ等の情報機器が活用されていることや、問題の解決には、必要な手順があることに気付く。	・ 問題解決には、必要な手順があることが分かる。	・ 問題解決の手順は、様々な工夫することができることが分かる。 ・ 身近な生活の中で、コンピュータ等が活用されていることに気付く。	・ 問題解決の手順を論理的に組み立てることのよさが分かる。 ・ 体験を通して、プログラムの動きやよさ、情報技術が社会を支えていることに気付く。 ・ 様々なツールを使いこなせる。
論理的思考 (思考力、判断力、表現力等)	・ 発達の段階に即して、論理的思考（プログラミング的思考）を育成する。	・ 始め・中・終わりの構成を考えて、伝えたいことをまとめる。 ・ 事柄や意図する一連の活動の順序に沿って、構成や組合せを考える。	・ 意図する一連の活動を実現するため、どのような動きの組み合わせが必要かを考える。 ・ 内容の中心を明確にし、まとまりをつくったり、自分の考えと理由の関係性を明確にしたりしてまとめる。	・ 問題解決に必要な情報を、視点を定めて分類したり、多面的に検討したりする。 ・ 意図する一連の活動を実現するため、動きの組み合わせや意図した活動に近づくための改善策を考える。
情報モラル (学びに向かう力、人間性)	・ 発達の段階に即して、コンピュータ等の情報機器の動きを、よりよい人生や社会づくりに生かそうとする態度を涵養する。	・ 自分たちの身の回りの情報機器に親しみ、進んで利用しようとする。 ・ 友達と協力して活動に取り組む。	・ 身の回りには、様々な情報機器が利用されていることに気付くとともに、目的に応じて利用しようとする。 ・ 課題解決に向け、粘り強くやり抜こうとする。	・ 身の回りの情報機器を、問題解決や、意図・目的に応じて適切に利用しようとする。 ・ 情報技術のよさや価値を、社会や自分の将来に関連付けて考える。 ・ 様々なツールの良さと課題を考えながら、使いこなすことができる。

3 関連する各教科等の力

国語科	社会科	算数・数学科	理科	生活科	音楽科
- 筋道を立てて考える力 - 情報活用に関する知識や技能 - 情報を多面的に精査し、多角的に構造化する力 - 文や文章を考える力 - 情報を編集・操作する力 - 話や文章を構成する力など	- 社会的事象に関する情報を適切に集める、読み取る、まとめる技能 - 思考・判断したことを適切に表現する力 - 社会に見られる課題を通して、社会への関わり方などを選択・判断する力	- 日常の事象を数理的に表現・処理する技能 - 日常の事象を数理的に捉え、見通しをもち、筋道を立てて考察する力 - 数学的に考えることや数理的な処置のよさに気付き、算数の学習を進んで生活に生かそうとする態度 など	- 自然事象に対する基本的な概念や性質・規則性の理解 - 事象を比較、関連付け、条件制御、多面的に考え、捉える力 - 根拠に基づき判断し、表現する力 - 問題解決の過程に関して、その妥当性を検討する態度 など	- 比較・分類・関連付けたり、視点を変えたりして、対象を捉える力 - 試したり、見直しをもちたりして、創り出す力 - 伝えたり、振り返ったりして表現する力 など	- 自分一人で、また友達と一緒に音楽表現をするなど、自分の思いや意図を音楽で表現する力 - 音楽に関する知識や技能を活用して音楽表現を工夫し、どのように表現するかについて、思いや意図を見出す力 など
図画工作・美術科	家庭・技術家庭科	体育科	特別活動	外国語活動・英語科	総合的な学習の時間
- 表したいことに合わせて材料や用具を使い、表し方を工夫して創造的につくったり表したりする技能 - 造形的なよさや美しさ、表したいことや表し方などについて、創造的に発想・構想する力 - つくりだす喜びを味わい、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度 など	- 実習や観察・実験、調査、交流活動の結果等について考察したことを、根拠や理由を明確にして分かりやすく表現する力 - 日常生活課題について、様々な解決方法を構想し、実践を評価・改善し、表現する力 など	- 特性に応じた各種の運動の行い方及び、身近な生活における健康・安全についての理解 - 基本的な動きや動作に関する機能 - 自己の課題を見付け、その解決に向けて、思考し判断したことを、他者に伝える力 など	- 所属する多様な集団や、自己の生活上の課題を見出し、解決のために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたり、人間関係をよりよく構築したりする力 - 集団で活躍する上での困難を乗り越えるためには、何が必要か、ということへの理解 など	- コミュニケーションを行う目的・場面・状況等に応じて、学んだ情報や自己の考えを表現する力 - 音声で慣れ親しんだ語彙や、基本的な表現を読んだり、語順を意識しながら書いたりして、身近で簡単な事柄について表現する、基礎的な力 - 言語の働きや役割に関する理解 など	- 課題解決を目指して、事象を比較したり、関連付けたりして、考える力 - 相手や目的、意図に応じて、分かりやすくまとめ、表現する力 など

⇄ 道徳科及び道徳教育との関連 ⇄

情報モラルについての学習 - 道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において、人間としてどのように対処することが望まれるか、判断する力（道徳的判断力） - 人間としてよりよい生き方や、善を指向する感情（道徳的心情） - 道徳的価値を実現しようとする意志の働き、行為への身構え（道徳の実践意欲と態度）

4 情報関連能力育成系統表

	情報活用能力（知識、技能）	論理的思考（思考力、判断力、表現力等）	情報モラル（学びに向かう力、人間性）
小学校低学年	① パスワードを入力して、自分でログインできる。 ② タブレット端末で、写真や動画を撮影することができる。 ③ 知りたいことを、インターネットで調べることができる。 ④ アプリを使って、絵や文字をかくことができる。 ⑤ アプリを使ってつくったものを、先生に提出することができる。 ⑥ カメラ（アプリ）を使って、動画や写真を撮影する。	㍿ 知りたいことは、なるべく自分の力で調べるようにしている。 ㍿ 相手に伝わるように、声の大きさに気を付けて話すことができる。 ㍿ 写真や絵を見せながら発表できる。 ㍿ 人の話をよく聞いて、質問や感想を言うことができる。	A) IDやパスワードが、大切であることを知っている。 B) 自分の情報（名前、住所、電話番号、パスワード等）を、教えないようにしている。 C) 他の人の写真を、勝手に撮ってはいけないことを知っている。 D) 他の人がつくったものや情報を、勝手に使ってはいけないことを知っている。 E) タブレット端末を使う時のルールを守り、大切にしている。
小学校中学年	① ローマ字入力で、短い文書の入力ができる。（1分間20文字以上） ② タブレット端末で写真や動画を撮り、要らないデータは削除することができる。 ③ インターネットで調べたいことを、キーワードを入力して調べることができる。 ④ アプリを使って、文字や絵、写真を入れたものをつくることができる。 ⑤ 身の回りの生活の中で、コンピュータやインターネットが使われていることを知っている。	㍿ 集めた情報から必要なものを選ぶことができる。 ㍿ 調べたことを、アプリを使って、表やグラフなどをつくって整理することができる。 ㍿ 課題に対して、様々な方法（インターネット、本、図鑑等）で、情報を探そうとしている。 ㍿ アプリを使って、写真や図を用いた資料を作成し、調べたことや考えたことを発表することができる。 ㍿ 集めた情報をまとめて、発表するなどの活動を振り返り、次に生かそうとしている。 ㍿ アプリを使って、簡単なプログラムをつくることができる。	A) 個人情報やID（ユーザー名）、パスワードが大切であることを知っている。 B) 自分や他の人の個人情報（名前、住所、電話番号、パスワード等）を、教えないようにしている。 C) 他の人の写真を撮る時や、他の人のつくったものを使う時には、その人の許可を取っている。 D) タブレット端末で、メッセージや画像、動画を送る時には、誰が見るか、その内容でよいかなどを考えて送っている。 E) 人をだまそうとする情報や、危険なホームページを見つけた時は、クリックせず、すぐに大人に相談できる。 F) 必要に応じて調べてまとめたり、発表したりする学習では、タブレット端末を活用するようにしている。 G) 課題を解決するために、簡単なプログラムをつくることができる。
小学校高学年	① ローマ字入力で、長い文書を正確に入力することができる。（1分間50文字以上） ② インターネットで調べたいことを、複数のキーワードを組み合わせて調べるなど、迅速に、そして適切に調べることができる。 ③ 目的に応じた図、写真等を選び、取り入れ、スライドや文書を作成することができる。	㍿ 知りたいことを、複数の方法（インターネット、本、図鑑等）で調べ、情報を比較し、選んでまとめることができる。 ㍿ 実験結果や資料を読み取り、アプリを使って表やグラフにして整理・選択するなどして、工夫してまとめることができる。 ㍿ 自分の考えが相手に伝わるように、理由や根拠となる資料を使って、伝えることができる。 ㍿ 調べた情報を他の情報と比較したり、他の人の意見を聞いたりすることを通して、自分の考えを見直すことができる。 ㍿ 伝えたいことが、相手にしっかりと伝わっているか、表し方や伝え方を振り返るようにしている。	A) 個人情報をネットワーク上に書き込まず、IDやパスワードを、自分で安全に管理している。 B) 他の人の写真を撮る時や、他の人のつくったものを使う時には、その人の許可を取っている。 C) メッセージや画像、動画を送る時には、誰が見るか、その内容は適切か、などを判断して送るようにしている。 D) 他の人の言葉や文書を引用する際は、「」でその部分をくくって、抜き出して書くことを理解している。 E) 誤った情報や、悪意の感じられる情報を見つけた時は、自分からは見ないようにするとともに、大人に相談することができる。 F) メディアの情報は、様々な立場からの情報であり、全てが正確であったり、偏りがなかったりするものではないことを知っている。 G) 情報を発信する時には、その情報がずっと残ったり、多くの人に広がったりする危険性があることを理解している。 H) 課題の解決や意図、目的に応じて、タブレット端末を適切に活用するようにしている。
中学生	① キーボードを使ってのローマ字入力で、数字とアルファベットが混ざった単語や文書を、正確に入力することができる。（1分間60文字以上） ② 端末で撮影した写真や動画を、アプリを使って編集し保存したり、ドキュメントに挿入したりすることができる。 ③ 複数のホームページからの情報を、情報源の信頼性を判断し、適切に活用することができる。 ④ 目的に応じて、友達と協力してスライド等の発表資料を、適切に作成することができる。 ⑤ フォルダ階層をつくるなどして、保存したデータを整理整頓して管理することができる。 ⑥ クラウドを始め、情報ネットワークの進歩、利用を通して、社会が便利になってきていることを、よく理解している。 ⑦ AI等の様々なツールを活用できる	㍿ 課題に対して複数の方法で調べ、情報を比較し、より適切な情報を、選択して活用することができる。 ㍿ 目的に応じた表現媒体を選び、自分の考えがより的確に伝わるように、表現を工夫することができる。 ㍿ 他者の考えと比較しながら、目的や意図に応じて情報を整理することで、よりよい結論を導き出せることを、よく理解している。 ㍿ 課題を解決するために、プログラムを使って、自分の意図する動きを実現する命令を複数考え、それぞれのよさを比較して、より適切なものを選択することができる。	A) 個人情報やパスワードを、安全に管理している。 B) SNSに、他の人の写真、個人情報、文書等を載せないよう常に気を付け、実践している。 C) SNSを使う時は、受け手の状況や気持ちを考えて、コミュニケーションをとることができる。 D) 自分の文書の中で、引用する本や文語句などを「」でくくって、そのまま抜き出して書くことができる。また、参考にした資料を参考文献として、必要事項を説明したり、記載したりすることができる。 E) 誤った情報や、悪意のある情報による被害に遭わないための対処法を、よく理解している。 F) 各種メディアの情報には、発信者の意図が含まれていることを理解し、適切に利用している。 G) 情報を発信する時には、その情報がずっと残ったり、多くの人に広がったりする危険性があることや、その怖さをよく理解している。 H) ICT機器に関して困ったことや分からないことがある時に、自分で対処方法を調べ、実行することができる。

5 ICT スキルスタンダード（活用したいアプリと発達段階に応じた使い方等）

	チームス (Teams)	スカイメニュー (SKYMENU)	e-ライブラリ	エクセル (Excel)	ワード (Word)	パワーポイント (PowerPoint)
小1	- 先生のコメントを見る - スタンプを送る - ビデオ会議に参加する	- ペンやスタンプが使える。 - 手書きで文字入力 - 写真が撮れる	学校です。			
小2	写真を撮り、送る。	- 画面切り取り - 発表ノート (手書き)	家です。(宿題配信)			
小3	- コメントが書ける。 - ビデオ会議で資料の共有ができる	発表ノート (ローマ字入力)	振り返りで解き直し	簡単なデータ入力	簡単な文字入力	簡単なスライドの作成
小4	ファイルの送信ができる	- 動画比較 - マッピング - グルーピング	自分で問題を選ぶ	表やグラフの作成		
小5	- 共同編集 (Excel、Word、PowerPoint) ができる - 共同編集のファイルにコメントを残せる		テスト勉強で使う	- 簡単な表計算 - 共同編集ができる	作文やレイアウトの整理	
小6	- 課題 - FORMSによるアンケートの作成・実施 - ファイルの送受信		1～6年生の問題を解く		総合の時間など、授業で活用	アニメーション
中学	- オンライン授業 (共有モード、ブレイクアウトルーム) - プレゼン動画を送る	- 発表ノート - プログラミング - フローチャートの作成	自主学習での予習と復習	- グラフや表の適切な加工 - データベースの並べ替え - 共同編集ができる	- 写真画像等の加工 - レイアウトの工夫	目的に応じた資料作成

	タイピング	フォームズ (Forms)	ディスレクシア音読指導アプリ	プログラミング (ソフト)
小1	ひらがな入力	選択式のアンケートに答えることができる	平仮名、片仮名の発音	プログラミングロボット トゥールートゥルー
小2	手書き入力			
小3	ローマ字入力 (1分間20文字以上)	記述式のアンケートに答えることができる		ビスケット
小4				スクラッチ
小5	ローマ字入力 (1分間50文字以上)	目的に応じたアンケートを自分で作成できる		
小6				
中学	ローマ字入力 (1分間60文字以上)			